

第 2 1 回 三 番 瀬 再 生 会 議

議 事 録

日時 平成 1 9 年 9 月 1 1 日 (火)
午後 6 時 ~ 午後 9 時 1 5 分
場所 浦安市民プラザWave101

目 次

1 . 開 会	1
2 . 議 事	2
(1) 第 1 9 回 から 第 2 0 回 までの再生会議の結果について	2
(2) 平成 2 0 年度事業 (実施計画) の方向性について	7
3 . 報告事項	
・ 三番瀬再生実現化推進事業の進捗状況等について	
・ 浦安日の出地区の状況について	
・ 三番瀬再生国際フォーラムについて	
・ 三番瀬評価委員会の開催状況について	3 6
4 . その他	3 8
5 . 閉 会	4 0

1. 開 会

三番瀬再生推進室長 定刻となりましたので、ただいまから第 21 回「三番瀬再生会議」を開催いたします。

本日は、張委員、佐藤委員から、所用のため欠席との連絡がございました。

現在、委員 22 名中 20 名の出席をいただいております。設置要綱第 6 条第 5 項で定める会議の開催に必要な委員の半数 11 名を充足しております。

配付資料の確認をいたします。

- | | |
|----------|----------------------------------|
| 次第 | 裏面に委員名簿がございます。 |
| 資料 1 | 第 19 回から第 20 回までの再生会議結果 |
| 資料 2 - 1 | 平成 20 年度実施計画策定の進め方（案） |
| 資料 2 - 2 | 平成 20 年度三番瀬再生事業（実施計画）の方向性について（案） |
| 資料 3 - 1 | 三番瀬再生実現化試験計画等検討委員会要綱（案） |
| 資料 3 - 2 | 三番瀬再生国際フォーラムの開催について |
| 資料 3 - 3 | 第 4 回三番瀬評価委員会の開催結果（概要） |

ということになっております。抜けているものはございますか。

また、各委員には、青いホルダーに入れて千葉県三番瀬再生計画の基本計画、事業計画、平成 19 年度千葉県三番瀬再生実施計画及びパンフレットを置いております。こちらの資料は、再生会議の際にお手元に置いているものですので、お持ち帰りにならないようお願いいたします。

それでは、はじめに植田副知事から御挨拶を申し上げます。

植田副知事 千葉県副知事の植田でございます。本日は、御多忙のところ、三番瀬再生会議の委員の皆様並びにオブザーバーの皆様におかれましては、第 21 回三番瀬再生会議に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、会場にも多くの皆様においでいただいております。重ねて御礼申し上げます。

前回の会議では、浦安日の出地区の自然再生、三番瀬再生実現化推進事業の検討組織、そして行徳湿地再整備事業の 3 点を中心に、委員の皆様方に熱心な御議論をいただいたところでございます。県といたしましては、頂戴いたしました再生会議での様々な御意見を踏まえまして、今後、再生事業のさらなる推進に取り組んでまいり所存でございます。

さて、本日の議題は、一つは「第 19 回から第 20 回までの再生会議の結果について」ということですが、もう一つの議題といたしまして、「平成 20 年度事業（実施計画）の方向性について」というものがございます。本年度も半ば近くとなったところでございますが、本日、平成 20 年度の事業の方向性を中心に皆様方に御意見をいただきまして、これを踏まえて、11 月に予定しております次回の再生会議に向けて具体的な平成 20 年度実施計画案を作成してまいりたいと考えております。御議論の程よろしくお願い申し上げます。

県では、各年度の実施計画に基づき再生事業を進めているところでございますが、息の長い取り組みが必要なことから、地域や漁業者、NPOの方々をはじめ広く県民の方々や、国、地元市等の関係機関とも力を合わせて、一步一步着実に進めてまいりたいと考えているところでございます。

今後とも皆様方の御支援、御協力をいただけますようお願い申し上げます。簡単ですが、冒頭の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

三番瀬再生推進室長 なお、植田副知事におきましては、所用のために、大変申し訳ございませんが、ここで退席させていただきます。

（ 副知事退席 ）

三番瀬再生推進室長 これから会議に入りますが、会議の進行は大西会長にお願いいたします。

2. 議 事

大西会長 委員の皆さん、お集まりいただきましてありがとうございます。

今回は、臨時と申しますか、当初の予定にはなかった会議を開催いたしまして、特に、今日の議題とも関係ありますが、湿地再生等についての議論をしたということになります。前回あるいは前々回からの議論の中で、特に「三番瀬再生」というテーマに関連して、干潟の再生あるいは湿地再生、事業的には護岸の改修事業、あるいは陸側の湿地再生事業、あるいは実現化推進事業、こういった点に関して色々意見交換がこの間行われてきております。三番瀬の再生に関連して色々な事業が行われるところでもあり、かつ方向づけという意味で非常に大事なところでもありますので、きちんとした合意を形成することが再生会議としても必要でありますし、一方で事業を着々と進めていくということも大きなテーマでありますので、ここ数回の議論は現在の再生会議にとっては非常に重要な議論の機会ではないかと思っております。よろしく申し上げます。

きょうは、特に今、副知事さんからも紹介がありましたように、平成 20 年度の事業の方向性ということで、これは基本計画、事業計画、実施計画という流れの中ではルーティン的な作業に属するものでありますが、先程申し上げたように幾つかの事業についてはここで割と議論が深まって、あるいは色々な意見が出ているところでもありますので、特にそういうところに重点を当てて審議していきたいと思っております。ただ、今日の段階では方向性ということで、まだ事業の実実施計画全体が出ているわけではありませんので、今日を皮切りにもう 1 回ぐらい時間をかけて具体的な実施計画についての議論をすることは必要だということになります。かつ、その間に、また昨年のように御意見を皆さんに書いていただくということもお願いするかもしれません。

報告事項については、ここに挙げてあるような報告事項があります。事前に議題の順番についての意見も委員の方々からいただいておりますが、議題の包含性等から考えて、この順番できょうは進めていきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

会議開催結果の確認を担当していただく方を最初に決めなければいけません。

今回は、清野委員と藤本委員にお願いしたいと思っております。よろしく申し上げます。

（ 1 ） 第 19 回から第 20 回までの再生会議の結果について

大西会長 最初に、第 19 回から第 20 回までの再生会議の結果について、事務局からお願いいたします。

三番瀬再生推進室長 第 19 回から第 20 回の再生会議の結果についてですが、第 19 回は前回

報告が終わっておりますので、第 20 回の結果について報告させていただきます。

資料 1 の 4 ページをお開き願います。

8 月 1 日に開催された第 20 回会議の結果です。

「1 第 18 回から第 19 回までの再生会議の結果について」ですが、第 18 回から第 19 回までの再生会議結果について、資料 1 に基づき確認いたしました。

「2 自然（湿地）再生（浦安日の出地区）について」ですが、資料 2 により事務局から説明がありました。その後、質疑応答及び意見交換が行われました。

主な意見等は次のとおりです。

- ・可処分宅地の増加分の半分ぐらいは、再生のために利用してもいいのではないか。

また、「明海・日の出地区の土地区画整理事業に用地の提供を求めることは、当湿地の広域性や特殊性から考えると適切でない」、「現時点では用地取得はできないこと」の意味を伺いたい

との質問に対しまして、県の回答といたしましては、

用地の無償提供は、都市再生機構の規定によりできないと聞いている。また、「広域的・特殊性から考えると適切でない」とは、この湿地が三番瀬全体にわたる広域的なものであり、かつ特殊なものであることから、土地区画整理事業に土地の提供を求めることは適切でないという意味である。「現時点では用地取得はできないこと」とは、県の財政状況が悪く、19～21 年度の 3 年間でも財源不足が生じ、予算確保の見通しが立っていないため、このような表現をしている。

ということでした。

- ・三番瀬再生の観点から、緑地の活用や隣接する護岸のあり方などについて、関係者と具体的な検討をしていく中で、浦安市の原案よりもさらによくなるという明るい見通しはあるのか

という質問に対して、県の回答といたしましては、

周辺の緑地を含めると色々な可能性は考えられるので、浦安市からこれから地元住民との調整をしていくことと併せ、県としても調整の役割を果たしていきたい。

ということでした。

- ・企業庁、都市再生機構、浦安市と一緒に設計する場を県が設置すれば、市にとっても、三番瀬の再生の観点からもよりよいものができるのではないかと。前向きな調整を希望する。
- ・県だけで抱え込んで結論を出してしまった。浦安市も努力しているので、県も努力しないといけない。
- ・市民感情からも、浦安市で湿地再生ができない状態であるのに、まだこの絵が生きていたのかという思いである。今後は、護岸など違った観点から浦安市のこれからのことについて議論していただきたい。
- ・湿地再生について市民全体が反対しているわけではない。浦安市でパブリックコメントも実施するので、県もきちんと対応していただきたい。最後まで何ができるのか追求していくことが大事である。

浦安市の意見といたしましては、

干潟観察舎とその周辺の計画については、市がイニシアティブをとって関係者ともど

も市民も加わって考えていきたい。護岸施設については、県の協力もいただきたいと考えている。

ということでございました。

会長のまとめですが、

- ・浦安日の出地区の湿地再生については、地元での議論が先行し、再生会議の場で十分に議論してこなかった。地元の考えを理解しながら、どのように円卓会議での精神を生かしていくのかを考えていく必要がある。関係者がざっくばらんに話せる機会を県でつくってほしい。

ということでございました。

「3 三番瀬再生実現化推進事業の検討組織等について」ですが、資料3により三番瀬再生実現化推進事業の検討組織等について事務局から説明がありました。その後、質疑応答及び意見交換が行われました。

主な意見等は次のとおりでございます。

- ・三番瀬再生実現化推進事業の検討組織の委員に、海水温の上昇や生物相の変化など海域の情報を持っている経験豊かな漁業者を加えていただきたい。

との御意見に対して、県の回答といたしましては、

漁業者の方はまだ再生会議に参加いただけていない状況だが、当然、漁業者の方々にも参画をお願いしていきたい。

ということでございました。

- ・三番瀬再生実現化推進事業の検討組織は、護岸の検討委員会とは違って、三番瀬全体の再生をにらみながら広い視野からの検討を行う組織なので、ピンポイントの試験の話だけにならないようにしていただきたい。
- ・三番瀬の再生にとって、目標生物がどういうものであるのか、共通認識を持つことが必要であり、生物多様性回復のための目標生物調査事業は、緊急早期着手をしていただきたい。
- ・今年度は、有志によるクラブ活動として再生目標生物の調査をやっていきたいので、県の支援をお願いしたい。20年度は、それを具体的に進めていくため、どのように内容を精査するのかを含めて進めていきたい。

という意見等がございました。

会長のまとめですが、

- ・県からの提案どおり、千葉県三番瀬再生計画（事業計画）に基づき、干潟的環境形成、淡水導入の試験、自然（湿地）再生の検討を行う「三番瀬再生実現化推進事業」について、学識経験者・環境保護団体・地元住民等から構成される検討組織を設置し、公開の場で検討していく。

なお、設置目的である「技術的な助言」は「技術的な検討を基本として総合的な助言を得ることを目的とする」等、訂正の検討の指示がございました。

- ・再生目標生物については、基本的な整理が前提として必要だと思うので、評価委員会でも議論をしていただきたい。また、クラブ活動でも調査をお願いし、県もできる範囲で協力すること。また、既存の資料の収集もやっていただき、少し蓄積していく必要があると思う。

ということでした。

「4 行徳湿地再整備事業（暗渠水路の開渠化）について」ですが、資料4により事務局から説明がありました。その後、意見交換が行われました。

主な意見等は次のとおりでございます。

- ・これから先、具体的な実験・検討が始まっていくと思うので、期待している。
- ・水路の開削について、財源がないからできないということではなく、長期的視点・目標に立って工夫し、今年はどれだけのことができるのかを考えていく必要がある。

という意見がありました。

「5 報告事項について」ですが、前回会議において「国への予算要望に間に合うように早く会議を開催すべきではないか」という意見があったことから、「三番瀬再生会議の開催日程と予算関連スケジュール（19年度の例）」（資料5-2）を基に、9月、11月の再生会議での意見を踏まえて県・国の予算に反映させていく過程について事務局から説明がありました。

その後、次回の三番瀬評価委員会の開催、三番瀬再生支援事業補助金の交付団体等、市川漁港の整備について、事務局から説明がありました。

「6 その他」ですが、三番瀬再生国際フォーラム（20年1月開催予定）について、現在調整しているところだが、プログラムの詳細や当日の運営に協力していただける県民の方々を広く募集して進めていくことと、次回三番瀬再生会議日程について事務局から報告がありました。ということで、本日、会議が開催されております。

以上が、第20回再生会議の結果報告でございます。

大西会長 どうもありがとうございました。

特に第20回再生会議の結果について、何か御質問がありましたらお願いします。

竹川委員 19回が全部終わったということですが、恐縮ですが、1点だけ19回の点について振り返って確認したいのですが。

1ページの最後、「暗渠水路の開渠化についての問題」ということで、3行目に「やむなく検討から外す旨、円卓会議のときに既に県から説明を受けている」とありますが、これはいつの円卓会議でこの説明があったのかということを確認したいものですから、御返事をお願いしたいと思います。

あと20回の方にまいります。

大西会長 質問があれば、全部言ってください。

竹川委員 20回の方に関連いたしまして、5ページの「3 三番瀬再生実現化推進事業の検討組織について」です。この会議の前に県にも確認をしたのですが、検討会議の組織の目的ですね。要綱を見ますと、実施計画についてだとか、計画段階の話が文章として載っておりますが、確認した結果は、これは限定的に再生のための試験に限りやるのだというお話でした。したがって、要綱の目的をしっかりとさせるためには、要綱の問題とか構成の問題も前回は若干要望が出されているのですが、その辺の問題も確認の意味で1回ここで論議することを考えていただければと思います。

三つ目は、6ページ、4の行徳湿地再整備事業。その最後の1、2行目に、「今年はどれだけのことができるのか考えていく必要がある」とありますが、今までの資料その他の論議によりますと、どこで考えていくのかということについては、一つは内陸性湿地再整

備検討協議会ですか、あそこが主体になってやるという方向が明記されているのですが、暗渠を開渠にしていくというところはその検討協議会のテーマにないので、これについてはどこで……。県では、再生実現化推進事業の中で開渠の問題をやっていくということになっておりますが、そうしますと、開渠の問題について、再生会議でやっていくということしか理解されないものですから、その辺の問題をひとつお答え願いたい。

大西会長　今のところは、県の回答ではなくて、委員の意見です。6ページの4の「・」の二つ目は、委員の主な意見として紹介されているのです。

竹川委員　委員の意見ですが、事実、開渠の問題について前回の論議の中でそういう論議が行なわれましたので、それは再生会議と切り離されて、例の内陸性湿地再整備検討協議会でやるのか。そこに書いてないとすれば。しかも、これは試験の問題に関係ないものですから。そうすると、再生会議でこれをやっていくのか。その辺を確認したいのです。

それから、五つ目の報告事項の最後の市川漁港の整備の問題ですが、これは前回、事務局から極めて簡単に報告がありました。その後、漁場の再生検討会議で若干またお話があった。漁場の再生検討会議の前に再生会議で極めて簡単に話があったのですが、この点についても、非常に重要なテーマですし、再生会議でも皆さん十分今までも関心があって論議した問題なので、これについて、他の議題でないとしたら、もう少しこれについての詳細な説明を追加的にお願いしたい。

大西会長　1番目については、19回のことで、これは今答えられたら答えてください。もし答えられなかったら、いつの円卓会議なのか、後で調べて報告してください。

三番瀬再生推進室長　今わかりませんので、後で調べて報告させていただきます。

大西会長　そのようにお願いします。

二つ目は、きょう資料3-1として要綱が配付されて、これは後で報告で使おうとされているのですか。それでは、そのときに確認をしたいと思います。

3番目については、御意見として伺いたいと思います。

4番目の点についても意見になると思いますので、どの機会でも議論できるかということがありますが、きょうの実施計画では市川漁港についてしか出てこないのですかね。今日、市川漁港の整備について、報告とか何かがある予定はありますか……。ない。

それでは、これは御意見だと思いますので、前回報告を受けた点についてなので、最後に時間が余ったら意見として伺いたいと思います。

竹川委員　ちょっとよろしいでしょうか。いま言った私の意見ということで……。

大西会長　今、議事録の確認をしているので、どの点が訂正すべき点なのか。議事要旨ですから、前回議論されたことを確認しているのです。いわば事実の確認ですね。もしそれに違いがあれば、どの点が違う、直すべきではないか、という意見をいただきたいと思います。例えば5ページ一番上に、「追及していくことが大事である」と書いてあるけれど、この「及」の字は違うとか。

竹川委員　これは、この間の論議の中身をまとめたわけですね。その論議の中身が、ここでまとめられている内容と整合していないと具合が悪い。検討組織につきましても、書かれている、ないしは論議されている中身は、例えば行徳湿地の問題であれば、それは内陸性湿地の検討会議でやるのだと。ところが、今度、開渠の問題になってきますと、行徳内陸性湿地の検討会議という話が出てきませんので、これは実現化推進事業の中でやるのだとな

っているわけですね。従いまして、ここで表現されているのがいずれなのか、それを確認する場が他にないものですから、ここで確認をしているわけです。

それから設置要綱の問題につきましては、これも来年の話になってしまいますと、再生実現化の試験等検討会議の要綱を、もう既に決まったものとして来年度に入っていきますので、これは現在の時点で既にもう問題になっている問題ですから、20年度に入っていく前に、議事録の中で、私が事務局から聞いたのは、この再生実現化の検討会議というのは、実施施策……。

大西会長　　ちょっと待ってください。前回の議論の経過をここで整理したものが、前回の議論と照らして違っているということ、まずそこに限って言っていただきたいのです。前回は本当はこういう議論をすべきだったというのは、また新たな議題になりますので、それについては、議事録の確認のところではなくて、時間が許せば「その他」のところで発言していただきたいと思います。そうでないと、結局、前回の議論を蒸し返して、なかなか今日の議題に入れられないということになるとと思いますので、その点、議事の運営に是非協力していただきたい。

竹川委員　　御協力しますが、そうしますと、20年度の計画の方向性の中でその問題を確認した方がよしいのか、ないしはその前に……。

大西会長　　「その問題」と言っているのはわからないけど。今日の議題の中でも、実施計画で出てくるものについては、今後そこで議論ができると思います。そうでなければ、「その他」のところで提起していただくということになるので。今やっていることは、前回の会議の中でそういう議論が行われて整理されている。これが事実には照らしておかしいのではないかという御指摘なら妥当だと思いますが。議論の蒸し返しは避けていただきたい。

竹川委員　　ここに書かれているのはあらましですから、この文言でどうということではございません。従って、私が今質問なり確認したい点は、20年度の方向性の中で自由に論議するというのであれば、その中で。

大西会長　　ちょっとおっしゃっている意味はわかりませんが、とにかく今日の議題の中で該当するところが出てきたら、そこで内容については御発言いただきたい。

竹川委員　　そういう点を若干含んで進めていただけませんか、20年度の中で。

大西会長　　今おっしゃっているポイントが、指示代名詞だけではよくわからないので、お答えできませんけれども。私の申し上げたいことはそういうことです。

議事録については、もし何か今申し上げたようなことで質問、意見がありましたら、後ほどお願いいたします。

(2) 平成20年度事業(実施計画)の方向性について

大西会長　　それでは、本題に入ります。

最初の議題が、平成20年度事業の方向性についてということです。これについて、県から説明をお願いします。

三番瀬再生推進室　　平成20年度事業の方向性について、説明させていただきます。

前回8月1日の再生会議で、再生会議と予算スケジュールとの関係について説明いたしました。県では、現在、20年度の予算編成に向けて、来年度事業の具体的な検討をし

ているところでございます。

その中で、三番瀬に関係する事業については、御承知のとおり、千葉県三番瀬再生計画の基本計画、事業計画に基づき、平成 18 年度から 22 年度の 5 ヶ年で 44 の項目について事業実施していくこととしております。

本日の会議では、その 44 項目の 20 年度再生事業の方向性について、現時点での案を説明させていただき、御意見をいただきたいと思っております。

はじめに、今日の会議の位置付けも含めまして、平成 20 年度実施計画の進め方の案について説明いたします。

資料 2 - 1 を御覧ください。

一番上に「第 21 回再生会議」とありますが、本日の会議では、この後説明する資料 2 - 2 をもとに、20 年度の方向性について、比較的自由に御意見をいただきたいと考えているところでございます。と申しますのも、資料 2 - 2 については、まだ個別事業の細かい内容は入れていない段階ですので、例えばこの事業だったらこういうことが大事ではないか、こんな例が参考になるのではないかと、そういった事業の方向性に関する御意見、あるいは少し大きな視野で見た全体としての事業のメリハリのつけ方に関する御意見など、私どもの予算編成の参考になりそうな御意見をいただければと思っております。

なお、事務局としては、本日の会議において、再生会議としての意見の取りまとめまで行っていただくということは考えておりません。

二つ目に「『平成 20 年度千葉県三番瀬再生計画（案）』の作成」とありますが、きょうの会議の後、県では、いただいた御意見を踏まえ、20 年度予算編成作業とも並行しながら、20 年度の実施計画案を 10 月中旬までに作成できるように作業したいと考えております。

なお、実施計画案のスタイルは、お手元の青いホルダーにもありますが、平成 19 年度千葉県三番瀬再生実施計画に準じたものを想定しております。

さらに、三つ目に「各委員への意見照会」とありますが、この計画案について、次回 11 月の再生会議で限られた時間の中で効率的に御審議いただくということで、10 月下旬頃にあらかじめ委員の皆様へに計画案を送付させていただき、御意見がございましたら、11 月中旬頃までに事務局にお寄せいただきたいと考えております。事務局では、いただいた御意見を資料として取りまとめ、最後の「第 22 回再生会議」で意見交換をお願いしたいと考えております。

なお、必要に応じて、重要な事業の個別説明をすることも検討していきたいと思っております。

その下には、参考として、県の予算関係のスケジュールの見込みを記載いたしました。

次に、資料 2 - 2 を御覧ください。

この表は、タイトルのとおり、平成 20 年度三番瀬再生事業の方向性についての案を、千葉県三番瀬再生計画（事業計画）に対応する節ごとに一覧表にしたものでございます。最も重要なのは、列の中央の左側にあります「20 年度事業の方向性」の欄で、この欄にゴシック体で濃く書かれている部分が 20 年度の方向性に関する表現となっております。その右側に、参考として「18 年度・19 年度事業の概況」を書いております。資料 2 - 2 全体として、18・19 年度はこのように取り組んできているので、20 年度は概ねこういう方向でやりたいということを表しております。

なお、19年度事業の具体的な内容につきましては、青いホルダーの19年度千葉県三番瀬再生実施計画を併せて御覧いただければと思います。

これからの説明では、先に右側の後ろ半分に記載してある19年度の取り組みに触れた後、「20年度事業の方向性」の太字部分について簡潔に説明するというスタイルで行きたいと思います。

はじめに、第1節。

事業名「1-1 干潟的環境（干出域等）形成の検討・試験」及び「1-2 淡水導入の検討・試験」です。

右側の下からまいります。前回第20回再生会議の議題でも説明しましたが、19年度に実施する三番瀬再生実現化推進事業においては、公開により新たに設置する個別の検討委員会の意見を聞きながら、具体的な試験計画やモニタリング計画の検討などを行うことにしております。

20年度は、この検討委員会の意見を踏まえながら、事前環境調査の実施、試験計画及びモニタリング計画を決定し、漁業者、関係機関等との協議などを行います。

ここで「行います」という表現をしておりますが、これは「現時点で20年度事業として行うことを考えております」という意味でございます。以下すべての事業について同じように捉えていただければと思います。

次に、第2節。

事業名「2-1 行徳湿地再整備事業」です。

19年度は、千鳥水門整備調査など湿地内施設整備調査を実施するとともに、行徳内陸性湿地再整備検討協議会により施設整備の内容の検討などを行っているところです。

20年度も、三番瀬との海水交換の促進や、淡水導入の促進を図る施設の整備内容を検討するための調査、検討協議会での具体的な検討、現況水路や浄化池等施設の機能調査、維持管理などを行います。

事業名「2-2 三番瀬自然環境調査事業」です。

19年度は、海生物現況調査及び鳥類生息状況調査を行っているところです。

20年度も、平成18年12月の三番瀬再生会議からの意見を踏まえ、生物とそれを取り巻く環境についての定期的な調査を行います。具体的な調査内容は、評価委員会でも御検討いただくこととしております。

事業名「2-3 生物多様性の回復のための目標生物調査事業」です。

19年度は、目標生物種の候補選定に向けて、博物館等の資料により整理を行っているところです。なお、前回再生会議での大西会長の指示により、現在、三番瀬再生評価委員会でも御検討いただいているところです。

20年度は、目標生物種候補の選定を行うとともに、当該生物の生活史、生態系の中での位置付け、生息環境条件などの情報や事例を収集していきます。

第3節に入ります。

事業名「3-1 豊かな漁場への改善方法の検討」です。

19年度は、データの整理、入力などにより漁場特性マップを完成させ、その情報をもとに、具体的な漁場再生手法について、三番瀬漁場再生検討委員会において抽出・検討することとしております。

20 年度は、漁場再生マップを補完する現地調査、漁場再生手法についての数値シミュレーションを行って、その効果や影響予測などを行います。

事業名「3 - 2 アオサ対策」です。

19 年度は、アオサ回収システムの導入支援、アオサ発生量調査、アオサ処理や有効利用方策に関する検討を行っております。

20 年度も、引き続き発生量調査、アオサ回収を行い、また処理や有効利用方法についての検討を進めます。

事業名「3 - 3 藻場の造成試験」です。

19 年度は、アマモの移植及び播種、モニタリング調査、アマモ人工栽培試験を行っております。

20 年度も、漁業者と連携したアマモ場造成の試行、モニタリング調査、人工栽培手法の開発を継続して行います。

3 ページに入りまして、事業名「3 - 4 ノリ養殖管理技術の改善」です。

19 年度は、漁業者に対するノリ養殖管理に必要な情報提供、漁場特性に対応した漁場行使、温暖化に対応した養殖管理技術の検討や指導を行う他、陸上採苗施設の機能強化を支援しております。

20 年度も、引き続き必要な情報提供、漁場行使、養殖管理などの技術指導、陸上採苗施設の機能強化の支援を行います。

事業名「3 - 5 高水温耐性ノリ品種の改良」です。

19 年度は、ノリ株の収集と選抜育種を継続するとともに、有望な株の海面での養殖実験を実施することとしております。

20 年度も、高水温耐性を持ったノリ株の収集、高水温下での室内培養による優良株の選抜育種、選抜した優良株の養殖試験を実施します。

事業名「3 - 6 アサリの資源生態に関する総合調査」です。

19 年度は、アサリの資源分布調査、肥満度調査を実施することとしております。

20 年度も、アサリの資源の変動要因の解明のため、漁業者と共同でアサリの資源分布、肥満度等の調査を継続して行います。

事業名「3 - 7 アサリ生産対策」です。

19 年度は、アサリ冬季減耗防止のため、消波パネルを用いた波浪抑制効果試験を実施し、最適な設置方法について検討するとともに、アサリ密漁対策に取り組んでおります。

20 年度は、19 年度に検討した最適な設置方法による消波パネルについてのアサリ保護効果の確認及び継続したアサリ密漁対策に取り組めます。

事業名「3 - 8 漁業者と消費者を結ぶ取組」です。

18、19 年度ともに、県下全域の取り組みとして、「千産千消」を推進するための冊子の作成、配布、県内全域の水産物を PR するイベントへの支援、朝揚げ水産物直送システムの推進、県ホームページを活用した交流推進、ブランドづくり支援を行っております。

20 年度も、引き続き、「千産千消」やブランドづくりの取り組み等、漁業者による三番瀬の漁場に関わる情報発信を支援していきます。

4 ページに移ります。

第 4 節。

事業名「4 - 1 海老川流域等の自然な水循環系の再生」です。

19年度は、海老川での流域貯留浸透事業、真間川での総合治水対策特定河川事業、印旛沼流域下水道事業の三つの事業について取り組んでおります。

20年度は、まず流域貯留浸透事業では、雨水浸透施設の設置を奨励するパンフレット配布、出張講義、建築・排水確認申請時における設置指導を行います。次に総合治水対策特定河川事業では、「真間川流域水循環系再生構想」の実施に向け、具体的な行動計画の策定などに引き続き取り組みます。さらに印旛沼流域下水道事業では、下水高度処理水の河川への導入に引き続き取り組みます。

事業名「4 - 2 三番瀬周辺の県の管理する河川再生の検討」です。

この事業は20年度からの取組になります。三番瀬周辺の県の管理する河川において、多自然化等、再生の検討を行うための河川を選定します。

事業名「4 - 3 - (1) 合併処理浄化槽の普及」です。

19年度は、千葉市及び全域下水道区域であります浦安市、習志野市を除く53市町村に対し、3,151基の浄化槽設置補助を行う予定です。

20年度も、引き続き高度処理型浄化槽の普及促進、単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換促進を図ります。

事業名「4 - 3 - (2) 産業排水対策」です。

18年度、19年度ともに、水質汚濁防止法に基づく特定事業場の排水監視について、規制対象事業場の立入検査を実施しております。

20年度は、19年度に策定した東京湾総量削減計画に基づき、段階的に汚濁負荷量を削減するとともに、規制基準の遵守状況の把握、必要に応じた排水処理施設の改善、設置等の指導を行います。また、排水量の多い事業場については、汚濁負荷量を自動測定するなどの仕組みについて検討します。

5ページ。

事業名「4 - 3 - (3) 流域県民に対する啓発」です。

19年度は、「東京湾総量削減検討委員会」において、県独自の総量削減推進計画を策定することとしておりますので、策定後に広報活動の中でリーフレットの作成などについても検討を行います。

20年度は、総量削減推進計画に基づき、イベント、広報紙、県ホームページ、パンフレット、ポスター等の媒体を利用して広報・啓発活動を行います。

事業名「4 - 4 江戸川左岸流域下水道事業」です。

19年度は、江戸川第二終末処理場の施設整備を進めるとともに、江戸川第一終末処理場の用地取得を引き続き行っております。

20年度も、引き続き、公共下水道の整備を進めるとともに、市の実施する関連公共下水道と連携して、流域下水道の整備を進めます。

「4 - 5 総合治水対策特定河川事業」です。

19年度は、国分川を対象として、多自然川づくりによる河道改修100mを実施するとともに、用地の取得を進める予定です。

20年度も、多自然川づくりによる河川の整備を行うため、引き続き用地の取得を進めます。

事業名「4 - 6 青潮関連情報発信事業」です。

18年度、19年度ともに、漁業者と連携して海洋観測を行い、青潮発生の原因となる貧酸素水塊の分布状況の発信、コンピュータのシミュレーションによる予測図の作成と、情報発信を行っております。19年度は9月2日から4日にかけて青潮の発生が確認されましたので、関係機関に情報提供を行いました。

20年度も、引き続き、貧酸素水塊の分布状況の発信、観測日以外についてはシミュレーションによる予測図の作成、県ホームページでの情報発信を行います。また、青潮が発生した場合は水質調査等を実施し、青潮の範囲や程度、被害状況等の情報収集、情報提供を行います。

6ページ。

第5節。

事業名「5 - 1 市川市塩浜護岸改修事業」です。

19年度は、護岸工事の捨石工350m及びモニタリング調査、順応的管理を実施しております。

20年度も、護岸工事を延伸するとともに、モニタリング調査を継続し、順応的管理手法による環境に配慮した護岸改修事業を行います。

事業名「5 - 2 護岸の安全確保の取組」です。

19年度は、塩浜1丁目護岸について、市川市が、不確定であった市川漁港の整備位置を現漁港区域に決定したことを受け、協議・調整を行いました。

20年度も、県が管理する護岸を適切に維持管理するとともに、塩浜1丁目護岸について、引き続き管理者である市川市と協議・調整を進めます。

事業名「5 - 3 自然再生(湿地再生)事業」です。

19年度に実施する三番瀬再生実現化推進事業においては、公開による検討委員会の意見を聞きながら、市川市塩浜地区の市所有地における湿地再生を前提に、湿地環境、規模、構造、干潟的環境形成との関連等を検討していきます。

20年度は、自然再生、湿地再生について、塩浜護岸の改修や地元市、関係機関等との協議・調整を図りながら、再生する湿地の基本的事項を確定させていきます。

第6節。

事業名「6 - 1 三番瀬周辺区域における調和のとれたまちづくりの取組」です。

19年度は、三番瀬周辺区域における調和のとれたまちづくりを進める地元市との協議の場を設置することとしております。

20年度も、引き続き、広域的な観点から県と地元市との協議を行い、三番瀬を活かしたまちづくりを支援いたします。

7ページ。

第7節。

事業名「7 - 1 ルールづくりの取組」です。

19年度は、漁業者、地元市、地元住民等からのヒアリング等を行い、三番瀬利用に対する考え方の把握に努めていきます。また、水産資源の持続的利用を目的とした既存ルールの周知を徹底するため、立て看板の設置、チラシの配布や現地指導等を行っております。

20年度も、引き続き、ルールづくりに向けて地域協議の場の設置の調整などを行って

いきます。また、現地指導等についても引き続き行います。

第8節。

事業名「8 - 1 環境学習・教育事業」です。

19年度は、千葉県環境学習基本方針や三番瀬環境学習施設等検討委員会からの提言を踏まえ、環境学習を担う人材の確保・育成、環境学習プログラムの充実、施設や場の提供等について検討を行います。

20年度も、引き続き、環境学習を担う人材育成に努めるとともに、さまざまな主体が連携・協働して環境学習に取り組めるような情報提供に努めます。環境学習施設、環境学習の場についても、三番瀬再生の全体構想の進捗を見極めながら検討を進めていきます。

第9節。

事業名「9 - 1 三番瀬人材バンク事業」です。

19年度は、人材バンクについて、他の事例などの情報収集を行います。

20年度につきましては、「三番瀬人材バンク」の創設に向けた準備・検討を、地元市やNPOなど関係者と連携して進めます。

8ページ。

事業名「9 - 2 三番瀬パスポート制度（仮称）」です。

19年度は、類似事例の収集・分析や、地域住民、漁業者、NPOなどの関係者へのヒアリング等を行います。

20年度は、それを踏まえて制度の手法についての検討を行っていきます。

事業名「9 - 3 三番瀬の維持・管理活動の支援」です。

これまで各地の三番瀬クリーンアップ活動の後援・広報協力を行ってまいりましたが、19年度は、三番瀬再生支援事業補助制度を創設して、維持管理活動も補助対象としたところでございます。今後、市町村や環境団体を通じ、維持管理活動に関する情報収集を行うことを予定しております。

20年度は、これらの情報をもとに、維持管理活動の支援のニーズを踏まえながら適切に支援していきます。

事業名「9 - 4 ビオトープネットワーク事業」です。

19年度は、三番瀬環境学習施設等検討委員会の中で検討を進めることとしております。

20年度も、19年度に引き続き検討委員会の意見をいただきながら検討いたします。

事業名「9 - 5 モニタリング方法、指標づくりの検討事業」です。

19年度は、関係自治体、NPOなどに、18年度に作成したモニタリングマニュアルを周知し、三番瀬のモニタリングについて多くの人々の参加を促進しております。

20年度も、引き続き周知を図ることにより、多くの人々の参加を促進いたします。

事業名「9 - 6 三番瀬自然環境合同調査実施事業」です。

特殊な器具や能力を必要とせず、多少の訓練を行えば誰もができ、かつ一定の水準を具えた調査結果が得られる合同調査につきまして、19年度は、新たに参加者を募集の上、2回の実施を予定しております。

20年度は、19年度に引き続き、県民、NPOなどを公募して底生生物調査を行います。

事業名「9 - 7 三番瀬自然環境データベース構築事業」です。

6月8日の再生会議で報告いたしましたように、18年度に県文書館、環境研究センタ

一、中央博物館にデータベースを設置しておりまして、19年度は三番瀬自然環境調査のデータの追加を行います。

20年度も、引き続きデータベースに三番瀬自然環境調査等のデータの追加を行うなどの維持作業を行っていきます。

9ページ。

第10節。

事業名「10-1 三番瀬の再生・保全・利用のための条例の制定」です。

条例に関しては、18年度に県議会三番瀬問題特別委員会における審議等に即して課題の整理や情報の収集等を行ったことを踏まえ、19年度は自然再生推進法をはじめとする類似法令の情報・事例の収集等を進めるとともに、具体的な条文の検討を段階的に進めま

す。

20年度も、引き続き条例案を検討し、既存法令との関係の調整等に取り組みます。

事業名「10-2 ラムサール条約への登録促進」です。

18年度、19年度とも、環境省、地元市と連携し、漁協関係者と条約や鳥獣保護区の趣旨、規制内容等についての説明や、三番瀬再生についての意見交換会を行っております。

20年度も、引き続き関係者、関係機関との協議・調整を進めます。

第11節。

事業名「11-1 インターネットなどによる情報発信」です。

18年度から、最新情報を県ホームページに掲載し、情報発信に努めているところですが、ライブカメラ設置や「県民だより」等での三番瀬特集掲載なども行ってまいりました。特に19年度は、新たな広報事業として「三番瀬再生国際フォーラム」の開催に向けた準備を行っております。

20年度も、三番瀬に関する各種情報やクリーンアップ活動等の再生に向けた様々な取り組みについて、引き続き最新の情報を広く継続的に発信していきます。

事業名「11-2 広報拠点活用事業」です。

19年度は、NPO法人への委託により、三番瀬サテライトオフィスにおける資料展示の充実を図るなど、魅力ある運営に取り組んでいるところです。

20年度は、資料展示の一層の工夫・充実を図るなど、魅力の向上に取り組めます。また、運営につきまして、公募によりNPOなどに委託いたします。

10ページ。

事業名「11-3 三番瀬フェスタ開催事業」です。

18年度まではNPOに対する委託で行ってまいりましたが、19年度は、NPOが自発的に行う「御菜浦・ふなばし三番瀬港まつり」に三番瀬再生支援事業補助金を交付決定したところです。

20年度も、三番瀬再生支援事業を継続して設け、支援を行っていきます。

事業名「11-4 三番瀬再生活動への支援」です。

前回再生会議で報告いたしましたが、19年度は4団体から要望がありまして、選考会議の選考を経て200万円の交付決定を行いました。

20年度も、NPOなどが実施する多様な再生事業への取組に要する経費の一部を県が補助する制度を継続して設け、幅広く広報をしていきます。

事業名「11 - 5 三番瀬再生クラブ（仮称）の設立」です。

19年度は、類似事例の情報収集や、特に参考になりそうな事例のヒアリングなどを行いながら、どのような枠組みでの設立がふさわしいかの検討を行っていきます。

20年度は、19年度の取組を踏まえ、三番瀬再生クラブ（仮称）の設立のための具体的な枠組みを定め、設置に向けた準備を行います。

事業名「11 - 6 三番瀬再生キッズ育成事業」です。

19年度は、類似事業の状況の把握や、地元市の小学校における取組の情報の収集等を進めております。

20年度は、地元の小学生による自主活動を促進する広報的活動や、事業に対する具体的なニーズの調査等を行います。

事業名「11 - 7 三番瀬再生の広報に係る標語・図案等の検討」です。

19年度は、様々な分野の人々が共通に使える標語、キャッチコピーやシンボルマークなどの活用方法や効果等について、事前調査を含めた検討を行っております。

20年度も、標語、シンボルマークなどについて検討を進めます。「検討」と書いてありますが、可能な限り実施に向けて進めたいと思っております。

11ページ。

第12節。

事業名「12 - 1 国、関係自治体等との連携による広域的な取組」です。

5項目に分かれております。

1番目の項目として、「東京湾総量削減計画の推進」。

19年度は、国が作成した総量削減基本方針を踏まえ、第6次の総量削減計画を6月に策定しました。また、総量削減計画に合わせ、総量規制基準を6月に設定しました。

20年度は、東京湾総量削減計画に基づき、河川流域や東京湾周辺の自治体と連携して広域的な取組を行います。

2番目に、「八都県市首脳会議による取組」。

19年度は、効率・効果的な東京湾の水質浄化に関する普及啓発手法について検討を行い、普及啓発資料を作成することとしております。

20年度は、底質調査結果の取りまとめ、東京湾の富栄養化対策に関する情報交換、水質改善に結びつく普及啓発の取組の検討を行います。

3番目として、「東京湾岸自治体環境保全会議による取組」。

19年度は、東京湾水質調査報告書を作成するとともに、東京湾岸マップの更新・編集作業に着手いたします。

20年度は、広域的な対策、湾岸住民への啓発について協議し、総合的・広域的な環境調査や、技術・情報等の交流などを実施していきます。

4番目に、「東京湾再生のための行動計画との連携」。

19年度は、関係官庁や関係都県市において策定された行動計画に基づき、陸域の負荷削減対策、海域の環境改善対策の推進や、幅広い主体との協働によるモニタリング実施などに取り組むこととしております。

20年度も、引き続き同様の施策に取り組めます。

最後5番目、「三番瀬の再生に関する広範な取組」。

19年度は、三番瀬再生国際フォーラムにおいて、三番瀬の再生の取組の情報発信、国内他事例との意見交換や交流など、広域的な連携を図るための取組を進めています。

20年度は、各地で行われるシンポジウム等において、三番瀬の再生の取組を情報発信するなどして、広域的な連携を図るための取組を進めていきます。

非常に長い説明になってしまいましたが、説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

大西会長 御苦労さまでした。

それでは、20年度事業の方向性について、これから議論したいと思います。

冒頭の説明にあったように、県のスケジュール(資料2-1)にあるように、こういうスケジュールを前にして、事業の方向性についてメリハリのつけ方、あるいは個別事業のあり方で、これから県の中で予算案を要求して獲得していく、そういうための参考となる意見を県としては期待したいということなので、我々としてもそれに即した議論をしていきたいと思います。

それでは、たくさんありまして、全部を議論するとあちこち飛んでページをめくるのも大変だと思いますので、少し区切って御意見をいただきたいと思います。全体としては11ページまでありますので、最初のほうであまり時間をかけると最後まで行き着かないので、途中で打ち切ったりしたいと思います。30分位したところで会場からの意見もいただきたいと思いますので、準備をお願いします。

それでは最初に、1節と2節について、「漁業」の前まで、五つ事業がありますが、御意見がありましたら。

工藤委員 1節、2節と区切る前に、全体について注文というか、よろしいでしょうか。

大変詳細な資料を御準備いただき、ありがとうございました。2-2で見たいけれどもと思うのですが、実は「方向性を定める」あるいは「項目を検討する」という場合に必要なことは、まずは、基本計画に基づいて既に着手した内容と進捗状況。これは「(参考)18・19年度事業の概況」というところで把握できます、それから20年度に何をするかというのを書き出すわけですが、これはみんなで議論して決めることですが、一つ気になるのが、ここで未着手事項として何があるか。未着手のものはどんなものがあるのか、あるいは半端になっているものは何かというのを明確にしていないと、後で大変引っ掛かることが出てくるのではないかと。せっかく資料を作ってくださいですから、今日はこれでいいのですが、10月の半ばというと、もう1回できるのかどうか知りませんが、次に見られる頃には、せめてそういったものを準備していただければと思います。

大西会長 全体について御意見があれば、お願いします。

倉阪委員 同じく資料の作り方ですが、前のときにもお話したのですが、三番瀬に限らず全県を対象にする、東京湾全体を対象にするという事業化の場合、計画の段階では仕方がないとしても、成果については三番瀬に引き寄せて報告していただきたいという願いをしたところなんです。今回の資料の中でも、三番瀬についてはどの程度効果があったのかという作り方になっていない部分がありますので、そこは次回により詳細に御報告いただければと思います。

清野委員 今までのお二方と共通するのですが、例えば市川海岸の護岸の検討の場で、事業の進捗と、それがどういうふうフィードバックされたのか、PDCAサイクルできちんと

検証しながら進んでいるのです。それに対して他の事業は、今の御指摘にありましたように、どうも流しっぱなしというのがあって、それが全体的な非効率を招いているように思います。ですから、全部の事業とまではいかないですが、個別の事業についてのPDCAサイクルのやり方は、市川海岸のやり方などを見ながらやっていただきたいと思います。

もう一つは、予算がついていないもので「情報収集に努めます」というものがものすごく多いのですが、それを、詳細な報告じゃなくてもいいのですが、具体的に何をどういうふうに見てきたのかという紙が1枚ぐらいずつあると、次の年に何をやるべきかが見えてくるかと思えます。

以上、進め方についてのコメントです。

後藤委員　いま清野さんから意見があったのですが、18年度、19年度も進めていくのですが、どこまで達成されたかというのが全くわからないのです。調査をしました、実施しました、ではその結果どうだったのか。

大西会長　今日は、19年度はまだやっている最中なので、報告はできないですね。終わったものについては別の機会に報告を受けているので、きょうはむしろ予算です。決算と予算を分けて。

後藤委員　そういうことじゃなくて、全体として、例えば19年度にここまで来ていて、だから20年度はこういうことをやればここまで進むのだという形が見えないのですね。

もう一つは、確か事業計画をやったときはかなりパーツ、パーツに分かれていて、その中で5年間の位置付けとかを出して、これとこの項目はかなり有機的に関係するよというものがあったので、個別に1個1個やっていくというのも必要なんでしょうけど、総合計画ですので、例えば1節の「生物多様性回復の目標生物調査事業」というのがあって、そういうものが進んでいる中で、個別の干潟の環境形成とか淡水導入というものが組み合わさっていく、あるいは漁場再生の中の漁場マップの推移がそこで集まってくるという議論ができる体制にしたい。18年度はこれをやりました、19年度はこれをやりました、20年度はここをやります、では総体としてどこがどう進んできたのか。もう一度頭を戻して、20年度は20年度でいいのですが、大きな総合計画として三番瀬の再生がどう進んでいるかということをもうちょっときちっと検討するような場がないといけないし、では再生会議で議論するのか、その辺のことをもう一度最初に戻って考えていただきたい。これは全体的な話で。そうしないと、個別の議論ばかり進んでしまう気がしますので。

上野委員　全体ということなので、まず私は、市民として考えているというか、第7章のところで「ルールづくり」という形がございしますが、今、浦安はどんどん外周が緑道になっていきます。そうすると、市民がそこへ入っていくわけです。今、県がやっていることは、県が「この護岸の前面は立入禁止です」とやっているのです。市民が利用する三番瀬の再生の一番大切なことを、県がいま止めているんですよ。こういうことのルールづくりをきちんとやっていかないと、この先いろいろな事業に関しても市民抜きでやっていけなくちゃいけない。大きな問題なので、これは早急に。三番瀬の親しみ方ですね。海との関わり方。これがおざなりになったまま事業を進めていって、一体何があるのだろうか。まず、ここをきちんとルールづくりを説明していかないといけないと思っています。

竹川委員　先ほどの清野さん、後藤さんのお話にも若干関連するのですが、例えば1節、2節、4節、5節というのは中身が大体共通したテーマです。ブツブツに切って論議できない。

一番具体的なのは、円卓の計画の中で具体的な策というのがありますね。どこで何をするか、7つきちっと挙がっているのです。それはみんな絡んでいる問題ですが、それについて今どこまで到達しているのか。単年度、20年度に何をするかではなくて、先を若干見通して、その中で、20年度はこれをするのだという形にしないと、なかなかこれは見えません。従って、今の方向性についても、もう一つ表を作ってください、7項目の問題が20年度にどういうふうにつながっていくのか、さらにそれが若干先の方までどういう展望で行くのかということをやっていきませんか、単年度の予算をつくるためのバラバラな計画の論議だけで詰めても、これは非常にわかりにくくなるということが一つです。

今の到達点の話ですが、今まで事業がどこまで到達しているのかという認識がわからない。そのために、例えば淡水の問題にしても、湿地の問題にしても、例えば蓮尾さんから今日提案されているようなああいう一つの提案が今回また出てくる。おそらくそういった問題は、他の淡水の問題にしても、湿地の問題にしても、いろいろあると思います。これは7項目の中に全部入っているのです。淡水の場合は3つのルートから淡水を入れるとか、湿地再生は3カ所でやるとか。そういうことで、その到達点についても、7つの問題を県が平成18年度どういうふう論議をしてきて、これが現在どうなっているか、それとの関連で20年度の方向性がどういうふうにつけられていくのかという形で、もう一度わかるような整理をしていただければ、次にやりやすいのではないかと思います。

大野委員 三番瀬を取り巻く環境調査といいますが、自然環境というファクターに対して、定点を決めて定期的に調査を進めていくという方式はよくわかるわけですが、ここに今日出席の皆さんが、例えば今回の台風の襲来によって三番瀬の環境が激変するということをお聞きなのですか。

どうしてそうなるかということ、真ん中に口を開いている江戸川放水路がものすごい力を持っているということです。

アサリが全滅しています。台風前は、船橋漁協で日産10トンの生産を上げていました。8月の一月の生産が大体200トンです。それが壊滅的な被害を受けています。これは今朝の調査です。

なぜかといいますと、三番瀬の環境を支配する江戸川放水路から土砂が流れ出すわけですから、開放によって。これもヘドロです。巻きかごとってアサリを取るかごから泥が出ないくらいの粘着性の、本当の泥です。そういうものが20cm~30cm、海底を覆い尽くしてしまいます。海底生物が全部窒息してしまうわけです。

もう一つは、1年間も堰き止めているその中に、ごみを満載に溜めているわけです。それが一気に出ますから、海上はすべてごみの土手ができてしまうわけです。今、ふなばし海浜公園はごみに覆われています。それから私の組合の出口である水門は、100mの幅で500mの長さでごみで閉ざされています。

こういうものが三番瀬を取り巻く環境なわけです。

これらを当然、視界、ファクターに入れて観察を続けて、そして対策を講じない限り、三番瀬の生物環境というものを理解したり、あるいは増進したり、保全したりすることは、ちょっと難しいのではないかと。

で、お願いします。そういう三番瀬を取り巻く地形であるとか、水が進入するところであるとか、あるいは風の方向とか、そういうものをしっかりと。長期的、中期的とおっし

やいますけれども、一晩にして激変するということです。そういう事実があることを視界に入れて考えていただきたい。

大西会長　　今、幾つか全体に関わること、具体的な個別に関わる提起もあったと思いますが、全体に関わることで県から答弁があればお願いします。

三番瀬再生推進室　　幾つかございましたので、この場ですべてお答えできるかわからないのですが、まず、工藤委員だったと思いますが、「未着手の事業」という御質問がございました。この44項目の事業につきましては、基本的に19年度に、一つの事業を除いてすべての事業に着手しております。その未着手事業は、4節の「4-2 三番瀬周辺の県の管理する河川再生の検討」です。こちらは20年度からの事業になっておりますが、その他のものについては、検討段階というものが多くありますが、未着手というものはございません。それから、倉阪委員から、三番瀬だけでなく東京湾とか全県を対象にしたような事業があると。

総合企画部理事　　この事業表といいますが、計画の表記についての御意見を幾つかいただいておまして、かなり共通性があると思いますので、まとめて答えさせていただきます。

具体的に申し上げます、未着手のものを明確にすべきとか、例えば東京湾全体を対象にしたような事業について三番瀬部分がどの位あるのか、それにどういふうに取り組んできたのか、あるいはPDCAサイクルできちっとやっていることを明確にすべきだとか、予算のない事業の明記といったようなことだと思います。

これらにつきましては、現在、こういう実施計画の作り方ができておまして、この作り方を別のスタイルにするということになりますと、今まで議論してこういった形でできたことに棹差すような形になってしまいますので、来年度の計画もこのようなスタイルにしたいと思っておりますが、進捗度等につきましては、工藤委員、倉阪委員、後藤委員、清野委員がおっしゃられましたが、次の段階で具体的な事業量を入れたものについてはわかりやすい形で表現させていただきたいと思っております。

三番瀬再生推進室　　あと個別の質問に、お答えできそうなものだけお答えいたします。

倉阪委員から御指摘いただきました点、確かに東京湾全体のものについてはわかりにくいということで、今年の1月31日の再生会議でも19年度の実施計画の議論をいただいた際に同様の意見をいただいているところでございます。PDCAのCのチェック段階で最低限これを報告してほしいと御要望をいただきまして、そのように努力したいと答弁しておりますが、18年度事業につきましては、まだ実施計画が策定されていなかったということで、今そのような取りまとめがなされておらず、大変恐縮だと考えております。少なくとも19年度の実施報告に向けてはきちんと報告できるように努力したいということとは考えております。

それから、清野先生の「PDCAが重要だ」ということについても、確かにそのとおりでございまして、情報収集はどんなことをやっているかということについて、個別の事業ではそれぞれ検討はしておるのですが、ここに今回は記載できなかったということで恐縮しております。各個別の事業において御質問等をもしいただければ、お答えできるものはあるかと思っております。

後藤委員から、5カ年の事業スケジュールということで、こちらについても以前の再生会議で同じように御指摘をいただいております。事業計画につきましては、目的、すなわ

ちゴールについては示されているのですが、特に大きな事業、三番瀬の全体の形状そのものに関わるような大きな事業については、順応的管理で進めていくということで、特に関係の方々との意見調整、あるいは検討委員会等の意見を踏まえながらということを進めておまして、そういう意味で5カ年のはっきりしたスケジュールは立てにくいというところがございます。それについては引き続き努力をしてまいりたいと思いますが、事業によってはなかなかはっきりしたスケジュールが立てにくいというものがあることについては、御理解をいただければと思います。

上野委員、竹川委員の質問につきましては、非常に大きなお話でございますので、この場ですぐお答えすることは難しいかと思えます。全体の中でもいろいろ御議論いただければと思います。

また、大野委員の意見についても、大変重要な情報だと認識しております。

以上でございます。

大西会長 今やろうとしているのは、44の事業の実施計画、来年度の事業の内容についての議論であります。振り返ると、「三番瀬の再生」という大きな一つの目標があって、「再生の目標」ということで「生物多様性」「海と陸との連続性」等五つの再生目標が基本計画の中で定められて、それが基本計画において12の施策という格好で12に分化されて、その12が施策目標という格好で28に分かれて、それが複合的ですが第1次の事業計画期間に取り組む事業として44の事業に分かれている。それを個別に議論しようというのがこの場です。

そうやって議論していくと、確かに個別にやって全体が見えなくなるのではないかという気分に当然なるわけですが、あくまでそういう一つの「再生」という言葉から出発して体系になっていきますので、それについては、例えば目標生物を定めて、その指標のチェックだとか、あるいは「海と陸との連続性」の点検とか、そういう大きな視点での整理は再生会議でやらないといけないということだと思えます。ただ、それについてはもちろんやっていくわけですが、きょうの場合は、分かれた44の事業それぞれの事業の中で「再生」という大きな目標をどう具現化していくのか、いわばそういう観点での議論なので、その辺の整理をそれぞれしていただいて御協力をいただきたいと思います。

それでは、これはどう切ってもいいのですが、とにかく44について議論するということなので、第1節、第2節あたりについて御発言いただきたいと思います。

蓮尾委員 この中に行徳湿地のことも随分ありますし、これから先、淡水導入の試験とか、干潟的環境形成の検討試験、そういったいろいろな中に行徳湿地が絡んでくると思います。それで、大変勝手ながら、提案事項として皆様につくってきたプリントを先ほど県の方から配っていただきました。できましたら、最優先事項の一つとなっている行徳湿地について、どんな形がよしいか、私もあまりはっきりした意識を持っているわけではありませんが、かつての行徳湿地ワーキンググループのような小回りがきく小さいグループで、その検討グループとして発足させていただけないものかということを考えております。

もう一つの提案といいますのが、1、2節の区分で出しているのかどうか分からないのですが、ついなので説明だけさせていただきます。

円卓会議時代から、とにかく三番瀬に関わる若い専門家、そこに言うなれば一生かけても取り組んでいいような、そういう方の確保がとても大事だということが再三再四出てお

ります。今のところ、例えば県で新たに人を雇うといいますが、そういうポストを確保するということは、人件費のことになりますと非常に難しいかと思えます。ただ、何らか形でそういう人がいてくださればそれに越したことはないし、それは早く取り組めば取り組むほどよろしいことだと思います。今のところ、特に調査事業とかそういったものにある程度の予算がまだかけられる時期にありますので、非常に変則的になってしまってそういうことが許されるのかどうかわかりませんが、調査あるいはイベントのような事業を会社なり組織なりに委託するに当たって、その中で、例えば最初は週に2日とか、そういったことでもいいから、できれば大学関係とかそういうところの研究者の方、あるいは非常に熱心に活動している方の掘り起こしといいますが、人材確保ができないか。最初は、それこそ50万、100万の金額でも、それでも何日かは人が雇えるわけです。これは1節、2節じゃないなという気もしているのですが。

そういった2点について提案させていただきたいと思えます。

大西会長　これは、これから予算獲得に向けての案を県がつくっていくプロセスに今ありますので、いろいろなインプットをしていただくのがいいと思えますので、広く意見を求めて、きょうはやや言い放しということになると思いますが、お願いします。

木村委員　20回会議のときに、会長のまとめに「浦安の日の出地区の湿地再生については地元での議論が先行し、再生会議の場で十分に議論してこなかった」云々と書いてあって、「関係者がざっくばらんに話せる機会を県でつくってほしい」と書いてあるのですね。5ページの20回会議ですけれども。私たちはいつも議論していて、先ほど上野委員が言っていました、こういう方向性がある、でも地元ではまた別に議論していて、それが実際に実行する段になったら、「あっ、これは違うんじゃないか」とか、「再生会議とか円卓会議の方向性とは違うよ」となってきた、この何回かみんな非常にかっかりしているというか、そういう表現はおかしいですが、そういうふうになってきているのですね。これが非常に問題だと僕は思っているんですよ。少なくとも方向性の中に、会長が言っている「ざっくばらんに話せる機会をつくる」ということも入れてもらいたいのですね。そうしないと、この方向性が、絵に描いた餅じゃなくて、実際にはできない、「何だ、これは」ということになってしまうんじゃないかと思うんだよね。会長の意見を生かせる方向性を文言の中に入れてもらいたいと僕は思います。

清野委員　1節、2節の中で再生生物に関することがあります。皆さんへの周知も含めてお話ししたいと思います。

委員の方々の手元には青いファイルがございまして、再生計画の基本計画があるかと思えます。そのファイルの8ページを見てください。ここに三番瀬再生計画検討会議編の48ページにあった図を引用していただいているのですが、これが再生の自然環境や生態系について骨子になるということで、当事、海域、陸域の科学技術あるいは再生ワーキングでいろいろな県民の方の話を伺いながらまとめたものです。この図を見ながら、どういう目標生物が候補に挙がっていて、それがどんな環境要素につながっているというのを、既にこの時点では検討していたわけです。ですから、新規に調査をするということではなくて、過去のこういったきちんとした検討をもとに、それを踏み台にしながら進めていただきたいということがあります。

この後、個別の河川とか海の話になってきますが、それぞれの事業が再生の中のどの要

素になるのか、こういった表を活用しながら、個々の事業の進め方、特に調査とか技術検討はこの表を是非活用してください。幸い、これに関わられた方が委員で残られたり、あるいは再生生物検討クラブの活動に参加して下さるようなお話もいただいているので、生物や自然環境に関してはざっくばらんな場も開きましたので、是非そういった進め方をしていただきたいと思います。具体的に言うと、2節の5の「2 - 3 生物多様性回復のための目標生物調査事業」の具体的な進め方です。

手法については、先日の日曜日にサテライトオフィスで有志の方が集まってくださいまして、県の担当者も含めて幾つか手法の検討をいたしましたので、それも御活用ください。そして、そのクラブ活動の結果は、また再生会議に報告の機会をいただければと思います。

後藤委員 清野さんから御指摘があったので、2 - 3ですが、これに関しては、個別の検討委員会みたいな感じではなくて、再生会議のメンバーの中で参加できる人は自由に参加できるような、そういう場を県の方で設定を。いつやるから、こういう種類は今まで集まっているよと。それは干潟に関しても淡水もそうなんですけど、そういうところで少しワークショップ的にやらないと、再生会議自体がこういう会議だけでいつも報告事項になってしまっただけだとさっき言っていましたけど、やはり、PDCAサイクルのプランの段階から、調査の段階から含めて、新しい事業があったらみんなに開放していくということ。共有認識を持って、最終的には会議に上げて、そこで議論してもらおうということをやらないと、総合計画というものはかなり厳しいのではないかと思います。

先ほど、「市民も含めて」と。地元市の人たちを含めて相当きちっとした議論をしないと……。県の役割というのは非常に大きいと思うんですね。コーディネートをやる役は県ですので、是非そういう場を早急につくってください。会長がおっしゃっていた「ざっくばらんに話せる機会」を県でつくるということを、今回の事業計画にきちっと書き込んでいただきたいと思います。

大西会長 私の言葉が引用されていますけれども、2回出てきた。

後の目標生物については、これは前回、有志によるクラブ活動としてということ、つまり予算がつかない中で自主的にやるという意味ですが、そういうことでやっていきたい、それについて県の支援をお願いしたいという御発言があったので、それを受けて、是非そういうことをやって、県も協力してくださいというまとめをしました。

「ざっくばらん」というのは、むしろ浦安日の出地区の湿地再生で、これについては円卓会議で非常に具体的な案を絵として出しているわけですが、あくまでこれはモデル、例示として書いているわけです。ところが、前回もお話がありましたように、それを地元で説明したところ、地元としては、今の陸地に湿地をつくるというのは居住環境として好ましくないという意見もあって、そういう円卓会議の案で地元が統一されたということにはなっていない。どうもその辺がこの再生会議の場に十分に情報提供されていなかった。再生会議としては円卓会議の案を尊重するという立場を取っていますので、その案が円卓会議案として残っていて、しかし一方で地元での議論は違う方向に展開して、今回のような提案になって、何となくずれが生じて、そのずれの経過が再生会議として十分に共有できていないという問題があったので、もっと早い段階で関係者がざっくばらんに話せて、円卓会議の案に変更すべき点があれば、それは再生会議として変更するにはやぶさかではないと思いますので、そういうことを再生会議としても対応していくべきではないかとい

う趣旨で「ざっくばらん」と言ったものであります。

いずれにしても、今それぞれおっしゃったような意見はもっともな意見だと思しますので、県のほうは是非その辺をくんでいただきたいと思います。

竹川委員 1節、20年度事業の方向性ですが、先程と関連するのですが、どういう体制で検討し、先の試験等にも取り組んでいくかということです。ここにありますのは、18、19年度でやってきた再生実現化試験計画等検討委員会でやるということです。先程県からも説明がありましたが、試験等について総合的にこの検討委員会で検討していくのだと。試験という分野に限ってやるのではなくて、それを総合的にやるということになっていきますと、再生会議との関係では、この検討委員会がかなり先行的に進んでいくのではないかという懸念があるのではないか。要は、個別検討会議としてどの範囲までこの問題を担当して進めていくか、それとの関係で再生会議は何をしていくのかということも、組織問題としてきちっと確認していただきたいと思います。私としては、できるだけ再生会議の場を中心としてやっていただきたいと思います。

といたしますのは、護岸検討委員会の場合は、設置要綱の中に「再生会議と連携して」という一文が入っているわけです。今度の設置要綱はその辺がきちっと書いていませんし、この文章を見ますと、試験計画だけではなくて、環境の調査から評価からこの個別会議でやっていくように書かれておりますので、その辺、今後、取組の組織の問題として十分考えていただきたいと思います。

大西会長 それでは、1節、2節はその位にして、次は第3節「漁業」、第4節「水・底質環境」まで。ページ数はかなりあります。5ページ、21番まで、御意見がありましたらお願いいたします。

工藤委員 最初に、県の方に先程の話で誤解を生じてしまいましたので、それだけ修正させていただきます。

先程「未着手の事項」と私は申したので、「事業」とは申しておりません。事業というのは、抜けたのは4-2だけでありまして、まだやっていない未着手は1事業しかないのですが。問題は、事業としては展開しているけれども、その中には細かい事項がたくさんあるわけです。事業計画の段階でもう書いてあるのがあります。それで抜けているのがありますよという意味です。それをはっきりさせないと20年度は大変難しいと、こう申し上げたのです。

漁業のところに関して、3節になりますので、いささか責任を感じておりますので、お話をさせていただきます。

基本計画では非常に高邁な理想を掲げておりまして、話も漠然としているので事項が拾えるということにはならないと思いますが、事業計画のレベルまで持ってくるとかなり事項を拾っているのですね。ところが、この事業計画と基本計画を照らし合わせますと、事業計画というのはかなり具体性を持っているものですから、いま着手できそうもないようなことが抜けていたりするのです。しかし、実際に基本計画を見ていると、それをやらなきゃだめなんじゃないですかということが実はあるわけです。それらは、漁業の方は別の委員会を持っているわけですし、その中で再々議論が出ているのがあります。例えば、先ほど組合長さんから出ましたが、出水の問題はどうするんだいとか、これなんかも相当時間をかけて議論しているのですが、最終的にはこういうところには出てこなくなっちゃう

のですね。それから、アオサなんかもそうですね。アオサの対策をどうするのかというと、県が今やっぴらっしゃることは、できることからやるといふ話があつたものですから、まずアオサを回収する機械をつくつて引張つて取らうと、その辺からやっぴらしているわけですが、実は漁業の委員会のほうでは、アオサの発生源をたたかなきゃどうしようもないですよといふ話がさんざん出ているわけですよ。だけど、それは消えちゃうのですね。そういうところを拾つて事項として挙げてほしい。そういうのが私の本心です。よろしくお願ひいたします。

まだまだたくさんありますが、それは省略させていただきます。

大野委員 先ほど河口堰の話をしていただきましたが、三番瀬全体の中の三番瀬の漁業ですが、あれがかなりの力を持っているわけですね。皆さん、例えば環境を愛する環境団体の方たちは大勢いらしているわけですが、小さなカニ一つとっても、あるいはカキ礁にしても、船橋沖の大きなカキ礁が一晩で全滅しています。ヘドロが全部被つてしまいました。ということは、可動堰をどのような位置付けで考えていくかということは大変な仕事なんですよ。早急に対策が練られるはずなのですね。ごみがあれば出て、海岸は全然歩けなくなつてしまつし、10日あるいは半月というものはその辺の地形も変わつてしまつ。三番瀬の海底の様子は、明日調べれば、まず質も深さも高低もすべて変わつています。これを考えると、漁業もそうですけれども、全部砂上の楼閣ですよ。それ一発で全部御破算ですよ。生物の分布も変わつています。あれだけ巨大な風35mが吹くと、アオサは全然ありません。そういう環境を考えて対策を練らないと、お金を無駄に使うようなことですよ。漁業者はそういうことで三番瀬の再生会議にじっくりこないといふのが実情なのですね。竹川さんがいらっしやいますが、竹川さんの精密な検証はよくわかりますが、もっと抜本的な話をしていただかないと。時間もないのでこれで終わりにしますが、方向性といふか、抜本的な対策をもうちょっと考えていただきたい。

県に申しますと、可動堰は国の守備範囲だといふ言い方をされるわけですよ。国も何もありませんよ。三番瀬を変えてしまつわけですから。これから私たち漁業者が当然団結して、国と対決するのではなくて、国に提案し、施策面で提案して、こういう形がいいでしょうといふことをこれからやっぴらこうと考えています。

三橋委員 今の委員のお話ですが、あそこは昔からいろんな問題があつて、もう既に可動堰がうまく作用しない。開けちゃうと壊れちゃうといふ話も聞いています。国の問題。オブザーバーで国交省の方もいらっしやいます。水産庁の方はきょうは欠席かな。環境省の方もいらっしやるわけですよ。その辺について、過去少なくとも、あれができてから、確か大正の初めですか、そこまでは行かないまでも、漁業に大きな影響を与えた台風のデータは改めて収集しなくてもあると思う。その提供を受けるといふことを、県も、それからこの再生会議も考えないといけないんじゃないでしょうかね。

カニだとか、貝だとか、アオサだとか、アマモだとかいろいろ言つていますが、本当、一発ですものね。何年かに一度は関東地方を直撃する台風があるわけですから。北朝鮮なんかも天災みたいで、また脱北者が増えるだの、餓死する人がいるんじゃないかとか。そんなのランドサットか何かで見ると、我々でも見えるわけですから。多分、世界で2番目のお金持ちの国なんですよ。国交省といふのはその中でも一番いっぱい予算を使つてはるから、そういうものの提供を受けるといふことは可能なんじゃないでしょうかね。

その辺のオブザーバーでおいでいただいている方の発言が円卓会議でも再生会議でもほとんどないので、ぜひそういう形で会長も含めてお願いしたいなど。

大野委員がおっしゃるとおり、今すぐ、歩ける場所だけでもいいから見てきてください。私も大野さんに連絡をもらって今日行ってきました。ひどい状況です。アオサが毎年いっぱいあったのが、今年は全然なくなっちゃっているのは何なのでしょう。アサリだって、何年か前にバカみたいにいっぱい獲れましたよね。「獲れたときのことを、何で獲れたかわからないで、獲れないときのことを考えたってしょうがないんじゃないか」という発言が確かあったと思いますが、もっと大きな目で、ランドサットの目で三番瀬を考えるとこの視点が必要なのかなと思っています。

竹川委員 私も、7日の朝早く、塩浜護岸を雨と風の強いところをずっと見て回ったのです。そこは大したことはなかったですが、やっぱり放水の影響は大変なもので、幾日もかけてあれを片づけているという話も聞いたわけです。猫実川の方の地形についても、今度、相当動いているはずなので、24日にそれを調べることにしております。円卓の方の計画の中では、旧江戸川の可動堰からの淡水の問題も指摘されておりますし、前から漁場再生会議で船橋の漁協の方からも、基本的にはそこなんだという話も聞いております。アオサとオゴノリは8月上旬に一旦なくなりました。台風とは別の次元で既になくなっているわけです。これからも大いに現場でこういうイベントの影響をフォローしていきたいと思っています。

後藤委員 実は干潟と淡水については、「河川流域」ワーキングとか「干潟的環境創造」の中で相当議論していますので、そこにも可動堰の問題は相当書き込んでありますので、是非共有していただきたいというのが1点。

それから、4の「水・底質環境」、15の「4-2 三番瀬周辺の県の管理する河川再生の検討」のところ。例えば浦安市には猫実川というのがあります。これについても、市と住民とでやっていかないとおそらくできないと思いますので、どこでどういうものを各市は抱えているのか、市民がどこをやったら三番瀬がよくなると思っているのかということも含めて、最初にそういう場を設定していただきたいと思います。

それから、17の「4-3 産業排水対策」というのは、今回「汚染汚濁負荷量を自動測定するなど、異常な負荷の発生を感知し、緊急に対応できる仕組みをつくろう」ということを前向きに入れていただいたので、これはもしかしたら県の方で入れられないのかなと思っていましたが、これに関しては非常に評価いたします。是非、この仕組みをきちっとつくっていただきたい。汚濁とか化学物質が三番瀬に入ったら終わりになっちゃう。さっきの可動堰と同じです。ここは是非進めていただきたいと思っています。

三橋委員 4-2に「県の管理する河川再生」というのですが、県の管理しない河川再生は考えなくていいんですか。例えば山谷灣は、去年、県から市に管理が移管されているわけです。他にもいっぱいあるはず。「県の管理する」という「県」の字を取っていただくか、何か考えてください。そうじゃないとやれなくなっちゃいます。

清野委員 今の河川と海の関係ですが、海洋基本法というのが今年の7月20日に施行になりました。この中で、海洋環境についていろいろな記述があります。ここでは詳しくは紹介しませんが、それを読むと、三番瀬再生の立場で生物多様性とか川との関係とか市民参加とかいろいろヒントになる根拠法ができたということになります。ですから、県も、海の

視点からもうちょっと陸域に物申すだけの法律ができたので、それを活用していただきたいということです。

それから国へのお願いですが、今、海洋基本法に準じた海洋基本計画を今年中につくり終わるといってお話を伺っています。その中で、是非、この三番瀬の議論で、漁業の扱い、川の扱い、市民の扱いということで。こういう具体例が進んでいるのは日本の中で三番瀬が一番だと思うので、それをオブザーバーの方にはお願いしたいと思います。

あと個別的なことですが、漁業について、第3節の「3-5 高水温耐性ノリ品種の改良」ですが、これを読むと、三番瀬でもいろいろ水温の状況は観測されているのでこういう記述になるのかなと思います。三番瀬の生き物は減っているのではないかという議論の中で、水温の変化のことがありまして、それは県の中で知り得る情報を全部集めるということをお願いしております。ですから、ノリというのが水温や塩分のモニタリングとしては重要な情報を持っておりますので、それをお願いしたいと思います。

それから「3-8 漁業者と消費者を結ぶ取組」ということで、幾つか三番瀬や千産千消の話があるようなので、これはホームページでも、もっと三番瀬の中に入れていただきたらどうかと思います。

次に、第4節にいきまして、17番の4-3(2)です。これはある企業が海にシアンをたれ流すという事件がございまして、強く委員の中からも立入検査と違反事業所に対する対応をお願いしたと思います。ですから、これは機会がありましたら、その進捗というのをお願いしたいと思います。これが止まらないと、風評被害も含めて三番瀬の漁業の未来にとっては厳しいことかと思えます。

それから20番の国分川の多自然型川づくりについてですが、ここで用地の取得とか多自然型川づくりということですが、先程の議論のように、個々の事業においても生物多様性とか再生目標生物が棲める生息地の整備ということがあるので、個々の事業の中にも、どういった点で三番瀬に反映されるような再生に貢献した多自然型川づくりなのか、生物のための用地が取れるのかということも、是非御報告いただければと思います。

最後に河川流量のことですが、これに関しては、円卓会議の時代から国の河川管理者との間で随分やり取りもあり、パブリックコメントもいただきました。県としては、国に対して県の立場から江戸川放水路についての議論、あるいは利水や治水に関する議論を県として取り組むという約束を、多分この再生会議に対してされているはずですが、ですから、項目の中に「正常な流量の確保」とか「放水路からの自然な土砂の流下」というキーワードが入っておりますので、是非その辺りを急ピッチで進めていただけたらと思います。

吉田副会長 先程大野委員から御指摘があった江戸川放水路からの出水は、三番瀬にとっては非常に大きな問題であります。私もそれで気づいて見てみたのですが、円卓会議の報告の再生計画案の中では、「漁業」のところに「江戸川放水路からの出水と青潮」ということで、「三番瀬の漁業資源に悪影響を与えていると考えられる江戸川放水路からの出水と青潮については、その実態に関する調査を継続するとともに、具体的な対策について引き続き検討を続けます」と書いてあるのです。青潮については続けてやっつけようけれども、こうやってよく見てみると、だんだん基本計画、事業計画となっていくにつれ、その言葉がどっかになくなっていつてしまっている。工藤委員が言われたように、もしかしたらこれは漁業再生の方だと仕分けられたのかもしれないのですが、これだけ大

きな問題がこの中から抜けてしまうのは絶対にまずいということで、もう一度この中に入れるべきだと思います。

その場所として考えられるのは、一つは「3 - 1 豊かな漁場への改善方法の検討」の中に入れるか。ただし、これは「水産課担当」と書いてありますから、もしここに入れるのであれば、河川環境課か何かを交えて担当も考え直さないといけないと思います。または、4 - 2。ここは、三橋さんから御指摘ありましたが、「県の管理する」となっていますが、「県の管理する」というのはやめて、「三番瀬周辺の河川再生の検討」という中に可動堰の問題も入れていくというふうを考える。いろいろな方法があると思いますが、いずれかのところに必ず入れるというふうにさせていただきたいと思います。

それに関してもう一つは、今、国土交通省のほうでは、利根川、江戸川流域の河川整備計画を策定中であるわけですが、各流域の首長はそれに対して意見を述べる機会があるわけですから、是非この問題については、「三番瀬の再生」という視点から県から意見を言っていたきたい。首長が意見を言うといっても、事務局がちゃんと「そういうことを言ってほしい」ということで上げないとだめだと思いますので、是非言っていたきたい。

もし時間があれば、国土交通省の方に情報提供していただければと思うのですが、河川整備計画はいつ頃に案としてまとまってくるのか、そして県民が意見を言える機会はいつ頃になるのかということをお知らせいただければありがたいと思います。

本木委員 干潟的環境形成とか湿地再生事業のように直接三番瀬に大きく波及する影響のある問題はいろいろと議論されますが、第4節の水循環というのは、ともすると議論があまり深まらないことがあるのではないかと、そんなふうに感じます。

14の4 - 1に特に印旛沼流域下水道事業というのがあります。これは下水高度処理水の再利用という問題で、非常に新しい事業ですが、私ども県民は非常にこれを注目しています。18、19年度の事業の方向にありますように、まだ2河川の導水しか行っていないということで、20年度の方向性として「水循環の創造に引き続き取り組みます」と書いてあるのですが、ただ、これは、三番瀬全体に対する影響度合いというのは、まだ今、評価がなかなか難しい部分があると思うのですが、県民にわかるように、部分的でもいいから19年度が終わった段階で評価して御報告いただければありがたいと、こんなふうに思います。

それから合併処理浄化槽の問題なども、これは3,151基を設置補助を行ったとありますが、これは、補助申請が出たものの全体なのか、それともその全体の何%ぐらいに当たるのか。今後20年度は合併処理浄化槽への転換促進を図りますと言うけれども、これは県としてはどのくらいの目標を持つのか、この辺を明らかにさせていただきたいと思います。

そんなところをひとつお願いしておきたいと思います。

木村委員 漁業の問題で、先程も大野さんが言ったんですが、別の角度から。

僕も千葉の漁師町で学校に行って育ったんですが、漁村は言葉が短くて荒いんですね。なぜかという、船で出たりして、コミュニケーションを長くしていると命に関わるんです。こういういろいろな方策があって、それを漁業者の方に理解してもらおう。それが理解してもらえないから、漁業者の方に出てきてもらえないと思うんですね。先程大野さんが言っていたように、台風が一つ来た。もう明日からの生活に関わるんですよ。そういうときに、アサリがこういうふうな変化をしているとか、そういうことでは、三番瀬の科学的

な根拠に基づく方向性としてはわかるけれども、漁業者としての理解はできないと思う。やっぱり漁業者に理解してもらうには、三番瀬がいざそういうふうになったときの柔軟性がある、なおかつ漁業者の柔軟性と、漁業者のことを考えた生物の捉え方というものを考えてやらないと、何年積み重ねても漁業者には理解してもらえないのではないかと。先ほど大野さんが言ったのは非常に大きな問題を含んでいると思いますが、具体的なことにも対処でき得るような方向性というものをに入れていかないと、基本的には現場でもうまくいかないし、何年経っても漁業者に出てきてもらえないのではないかと思います。それは非常に難しいことだと思いますが、方向性の中に、天然の厳しい中で生きている漁業者の意識というものを加味した方向性というものを是非入れてもらいたい。そうしなければいけないのではないかと、僕はそう思います。

大野委員　　今、漁業者は、今回の事件は天災と考えていません。可動堰は人災だということで。ヘドロを溜め、ごみを溜め、そして一気に環境を変える。被害者意識があります。これをどうしようもできない。明日から私たちは失業するわけですよ、アサリ獲りの漁師は、100%獲れないんですから。毎日五、六万稼いでいたのが、明日からゼロなんですよ。そういう厳しい中にいて、これは誰の責任だということになるわけです。陸上の災害をよけるために、三番瀬は全部しわ寄せされるわけです。それが天災ならばあきらめられるけれども、可動堰に溜めたヘドロとごみでやられる。これは全然計画性がない。二、三十年ずっと繰り返し行われているわけです。漁師はそれを懇願しているわけですよ、何とかしてくださいと。でもそれは、河川法と可動堰の操作規則によって法的に行われているだけなんです。彼等可動堰を操作している人たちは、海の被害を知りません。全く関心もありません。そういう状況です。

大西会長　　5ページ、4節まで意見をいただきましたが、お約束ですので、もう一回会場に意見を求める時間はないと思いますので、今日の全部について、どこでも結構ですが、御発言があったらお願いします。

発言者A　　市川市在住のAと申します。

幾つかあるのですが、一つだけに絞って意見とお願いをしたいと思います。

それは第2節の「2-1 行徳湿地再整備事業」に関してですが、さっき会長からもありましたが、円卓会議の内容は、当然、再生会議で重要な項目として引き継いでいる。そういう前提で考えたときに、例の行徳にあった暗渠を開渠にするというやつ、これは、水循環を変えるという立場で、はっきり円卓会議の申し送り事項というか、項目の一つとして掲げられていると思うんですよ。ところが、「2-1 行徳湿地再整備事業」を見ると、18年度、19年度の事業、やったことの項目の中にも一切触れられていない。

私が聞いているところでは、開渠にできない理由は二つある。その一つは予算的に非常に厳しい、困難だと。もう一つは、よくわかりませんが、僕が想像するところも含めて言うと、湾岸道路とか京葉線の下をくぐるには技術的に非常に困難だと。これはお金とも関係しているとは思いますが。その二つは聞いています。それで、できないと。

僕たちも、この間、ここを見学したのです。千鳥水門からずっと一周して。このときじゃなかったですが、8月27日に三番瀬の護岸工事見学会があったのですが、そのときなんか、あの暗渠からものすごい勢いで水が流れ出ているのですね。音がするくらい出ている、今の状況でも。開渠にして広げたら、水循環は非常によくなることは間違いのないと思

います。

僕がここで言いたいのは、18年、19年の事業の中でどうして……。例えば予算がどのくらいかかるというのは、僕は一切聞いていないです。こんなにかかるから困難だとは聞いていないです。技術的にどういう点で困難なのかということも聞いていない。技術的なことを聞いてもわからないということかもしれません。例えば僕たちが見学したところでは、京葉道路とか湾岸の下にもう一つ暗渠の水路をつくったらどうなのか、そうすれば全体として水量が増えるじゃないか、それもできないのかと、そういう意見が見学した人の中から出ているのです。僕は、どういう点で困難なのかを再生会議に明らかにして、それならばこういう方法もあるのではないか、ああいう方法もあるのではないかという議論をするのが、本来、再生会議のあるべき姿ではないか。さっきから、再生会議のあり方について幾つか意見が出ていますが、僕としては、お願いというか、強い要望ですが、さっきも言ったように、円卓会議の重要な項目ですので、是非その辺の事情を明らかにして、これだからできないのだとみんなが納得すればそれでいいですよ。だけど、僕が聞いている説明では納得できない。ここで言えば18年度の事業に関わるのですか。ということを含めて、しかも今後のことも絡むので、もう少し丁寧に扱ってほしい。

発言者B 松戸のBと申します。

全体にわたってのことでよろしいとおっしゃったので、第5節の23番5-2の項で、市川漁港の文言が出ていますので、それについて。

管理者の市川市は、現在の漁港区域内で漁港を整備するというのは、前回の再生会議で漁場検討委員会の報告がありましたが、8月中旬からボーリング調査をするということのみなので、漁港区域内の整備ということであれば三番瀬の再生に関わることであるので、詳細をもっと報告していただきたいとか教えていただきたいということをお願いしたいと思います。

発言者C 江戸川区から来たCと申します。

江戸川放水路と台風被害について、吉田先生より提案がありましたように、私もうっかりしてしまっていて、いいことをやることばかり考えていたけれども、負についての事業が本当にこの江戸川放水路については大事なことだと思います。従いまして、江戸川放水路対策みたいな形で漁業のところに入れてもらうことについては、大いに賛成したいと思います。

それから、ちょっと先のほうですが、9ページの36、ラムサール条約のところですが、18、19年度は予算がついておりません。従いまして、方向として20年度については予算を是非付けていただきたいと思います。18年度の実績がこれではよくわかりませんが、これでは、やることは書いてありますが、本当にどこまでやるのかと、こういう疑問を持ちます。

大西会長 きょう、一通り行きたいと思います。今、5ページまでやりました。6ページから先、最後まで、まとめてということになりますが、御発言があったらお願いいたします。

倉阪委員 6ページの漁港区域の件ですが、前回の説明に対して私も発言しておりまして、区域内ということですが、実際に物理的なものが広がるのかどうか、その辺りもよくわからなかったという話を前回させていただいたと思います。やはりもう少し具体的に御報告いただきたいと思います。

次に、35、36 のところですが、具体的で目に見える成果を是非とも上げてもらいたいと、これも要望をしていたかと思えます。その成果がこれでは、あまりにも寂しいということでもあります。具体的な成果が次の 10 月までに何らかもう少し示していただけるように動いていただければ幸いです。

11 節の「広報」ですが、今日の議論を聞いておられますと、個別の事業についての具体的な検討と並行して、今年はどこがトピックスとして進んだのか。三番瀬再生推進室として、全体の個別の事業を総括して、今年進んだのはこれですよ、地元市に対して、浦安側ではこういうところで進んでいます、市川ではこういうところで進んでいますというような、目に見えるようなわかりやすい形でアピールしていくことも必要ではないかと思えます。インターネットなどによる情報発信ということでライブカメラを映していてもわからないのですね。こういう会議をやって、具体的にこれで進んでいますよというのをわかりやすく示していく、そういう努力をする必要があるのではないかと。環境報告書というか、三番瀬再生報告書というか、個別の事業についてはこれでいいのですが、上に何か総括でつくようなものも考えていただいた方が、再生会議の成果をPRするという観点からはいいのではないかと。そこも考えていただきたいと思えます。

吉田副会長 24 番「5 - 3 自然再生（湿地再生）事業」のところに絡めて何点かあるのですが。

ここに「検討委員会の委員の意見を踏まえ」と書いてあって、検討委員会とは何の検討委員会かわからないのですが。たくさん検討委員会がありまして。というふうに書いてあるところで、ちょうどいいやと思って、これは複数の検討委員会を踏まえてというふうに私は読ませていただきましたが。

なぜそれが必要かというのと、この自然再生、湿地再生の場というのは、一つはそういうことをする土木事業でもあるし、同時に環境教育の事業でもあるし、環境学習の事業でもあるし、あるいはまちづくりでもあるし、さまざまな事業が合体した部分なのですね。私は、現在、環境学習施設等の検討委員会のまとめ役をやらせていただいておりますが、一つの課 具体的には環境政策課ですが だけが担当する範囲内では、自然再生、湿地再生と環境学習の場というのを実現していくのは非常に無理がある。ソフトだけやっていくのだったらいいのですが、やはりハードな部分も必要。

これは誤解があるといけないのであれですが、私は、今日たまたま午前中、名古屋市で生物多様性条約のCOP10の誘致の会議があって行ってきたのですが、ちょうどいい機会だと思って、藤前干潟の環境学習施設、ビジターセンターなども見てまいりました。遠くから全体を見るビジターセンターがあり、あるいは近くに寄って干潟に下りられるような活動センターというのがあり、場所による役割分担もなかなか考えられていると思うのです。地域の子どもたちが干潟や野鳥などに親しむという面で非常に大事なものだと思えます。

それを目に見えるように進めていかなければいけないと思えますが、それにはハードの部分を担当する課とソフトの部分を担当する課とか、そういう複合的な議論が行われないうけないと思うのです。ですから、環境学習施設の方もそういった議論を進めていきますが、自然再生、湿地再生事業の部分で、ここは企画調整課が担当し、検討グループということで殆どすべての課が入った庁内グループが担当しているわけですから、そういった

ところで、湿地再生の部分のハードなところはどこが担当するとか、教育施設の部分はどこが担当するとか、あるいは、後のほうに関係してきますが、ラムサール条約の指定、国指定鳥獣保護区というものを生かしていくならどうするとか、そうすると自然保護課が関係してくるわけですが、そういった複合的な議論が必要だと思えます。ということで、「各種検討委員会の意見を踏まえ」というふうに読ませていただきたいと思います。

もう1点は、先程倉阪委員からも御指摘がありました。ラムサール条約の登録促進、これは20年度も予算ゼロではまずい。具体的に2008年10月、韓国でラムサール条約の締約国会議がありまして、それはアジアで久しぶりに開かれる会議であると思えますので、そういった中で、千葉県もそこに出て行って発表するとか、そういったことを是非していただきたいと思えます。そういった中で、三番瀬のことも登録に向けて頑張るのだという意思表示をしていただきたいと思えますし、そういうことになれば予算が必要だと思えますので、20年度は是非予算を取っていただきたいと思えます。

岡本委員 何回となくこの再生会議で皆さんに検討していただいているわけですが、海域と陸域と、あるいは広報的なことに分けると、一般の県民、市民から目に見えているのが陸域の仕事ではないのか。陸域になりますと、護岸対策、それから背後地のまちづくりとなるわけですが、今までもいろいろな小委員会あるいは検討委員会、市川ではまちづくりの会、そういう会の流れを踏んで今日まで来ているわけですが、その意見をどこで誰がどのように集約してどこで反映するのかということは、なかなか結論的な話が今までも見えてこなかった。先程来から、地域とのラフな形でお話し合いをしたいと、会長さんからもそういう話を伺ったわけですが、それでは、その話の結果は誰がどこでどういうふうな形で地元を持って行って、止めるべきところは止められるのか、止められないものは止められないのか。話の検討の内容を、誰がどこでどういうふうな形で結果を出していくのかということは、非常に難しいものがある。

それから、海域の条文は非常に多くのものがあるわけですが、陸域の中身は非常に少ない。先ほど上野委員からも話がありましたように、いろいろな事業をやりたくても、県では止めている。ということは、市民の皆さん方が目に見える事業を待ちわびているわけですね。現実には、前回の会議でお話が出たと思えますが、浦安の第1期埋立からもう30年も経っているわけです。直立護岸の矢板が腐食していることは県でも承知していると思う。にも関わらず、護岸・陸域の検討結果が未だに事業計画の中にも入ってこない。

そういうことで、一つ一つ解決していくには年数もかかるということはいくらかはわかるわけですが、我々とすれば、地元の人たちにわかりやすく、三番瀬が愛されてかわいがっていただけるようなまちづくりあるいは護岸対策を早急にしていきたい。市川の場合でも、人命に関わることだから緊急を要する工事ということで始まったわけですが、事が起きてから「ああしよう」「こうしよう」ということではなかなか遅いのかと思います。

先程の大野さんからのお話ではございませんが、何年も何十年も前からそういう話が出ているにも関わらず、今日まで検討、検討、検討ということで、話し合いをしてるということで、その結果がなかなか出て来ないということでございますので、これから大西会長を中心として、一つの項目に対して目に見えるような結論、結果、そして方向性を出して

いただくならば、我々地元の代表といたしましても影響力はやぶさかでないと考えてございますので、どうかその辺も踏まえまして今後の会議の進め方もお願い申し上げたいと思います。

三橋委員 先程の江戸川のことですが、漁業の部分じゃなくて、治水と利水というのが川で一番大きいのでしょうか、田中正造の頃からでしょうか、どうも海のことを考えないで治水、利水ばかり考えていたんじゃないでしょうか。江戸川の利水についても治水についても、東京に対してプラスの面はあるのだけど、千葉県は何だかごみ捨て場みたいになっている。今回のこともそうですよね。おまけに、今、外環の工事が始まっていて、湾岸島のジャンクションの工事もう始まっていますよね。そうすると、また負担が大きくなるのかな。ですから、海から見た川の治水、利水という面を。多分、これはいいケースになると思うんですよ。江戸川のあり方を、円卓会議から引き継いでいるこの会議がちゃんとした形で取り上げてほしいなと思います。

大西会長 ちょっと事実関係を整理しておく、江戸川の議論がいま何人かの方の発言にありましたが、事業計画の18ページに、「豊かな漁場への改善方法の検討」という事業をやる。中期的事業ということですね。その記述の中に、ストレートとは言いにくいんだけど、でもかなりストレートに、「三番瀬の漁場環境は、埋立に伴う海域の減少や流れの停滞、大雨時の江戸川放水路からの出水等により不安定な状況にあり、漁場としての生産力が低下しています」と。「このため」ということで具体的な対策があって、ちょっとはしょりますが、「総合的な評価のもと、効果的な三番瀬の漁場環境の改善につながる事業に取り組みます」というふうに、まさに大野さんが御指摘のようなことも想定して記述されているわけです。こういう議論をしたわけです。

ところが、それに対応する具体的な事業ということで、それは事業計画、きょうの資料でもいいですが、6番の「3-1 豊かな漁場への改善方法の検討」というところになるのですが、ここに今のような大きな観点からの事業がなかなか入ってきてなくて、19年度は「未入力なデータを整理・入力」ということになっているのです。あるいは「漁場特性マップ」で数値シミュレーションということになっていて、ここにずれがあるということで、さっきの工藤委員の発言を借りれば、事項のチェックというところでここで指摘していることが事業の中にきちんと生かされていないということになるのではないかと思います。事実の整理です。

時間が過ぎましたので、それぞれ短めをお願いします。

岡本委員 先程放水路の話で言い忘れましたが、江戸川左岸の会議では、県あるいは国では、あの放水路は必要だという認識を持って会議に出ている方々が非常に多いと私は認識しているのですが、県として、部署が違うので何とも申し上げられませんが、江戸川左岸の会議をもう一度調べていただきまして、江戸川左岸の問題はどのような形で放水路を必要としているのか、その辺を調べる必要があるかなと思います。

竹川委員 今の放水路の問題もそうですが、円卓計画案の中でかなり書き込まれている問題です。生態系の問題の目標、アクションプラン、それから水・底質環境の目標、アクションプラン、そういうところの問題をもう一度読み込んで20年度の方向性と結びつけて考えていただきたいということです。

それから4番、放水路の影響で大変な状況になってきていると。昨年12月の再生会議、

これは評価委員会からの意見書ですが、4番には「定期的な調査をやる」ということがあります。それは大変結構なことですからやっていただきたいのですが、同時に、イベントの放水路の影響の調査をその都度やるという評価委員会からのコメントもあるわけです。ですから、是非ともこの機会にそういうところの調査もやっていただきたいと思います。

22から24ですが、市川市関連の問題等ございます。水路の開渠の問題、湿地再生の問題、1丁目護岸の問題、その三つに関連した問題です。ここにも色々ございますが、20年度の前提として、今年度の末までに色々動くのではないかと。ですから、いつかまとめてこの辺の到達点について関係方面からのお話が出ますと、20年度の検討の方向ももう少しできるのではないかと。

34番ですが、データの問題です。これはかなり精密にたくさん出ているのですが、一般の市民からしますと、そのデータがどこに行き見られるのかというのが出ていないのです。行政の方はいいかもわかりませんが、データベースを我々の方としては使えない。どこでそういうデータが見られるのかということも付け加えていただきたいと思えます。

松崎委員　ちょっと不勉強で申し訳ないのですが、39番のふなばし三番瀬港まつりの実施100万円交付決定とありますが、これはもうなされたのか、これからなのか。それが1点です。

それから、今、大野委員、上野委員から出ていますが、現場サイドの本当に切実な声だと思えます。それを真摯に受けとめていただいて、国との協働、県との協働、市民との協働とおっしゃるのであれば、真摯に答えていただければありがたいですね。「大変大きな問題で」とおっしゃられちゃうと、サラッと逃げられちゃうよという感じがしないでもないんですよ。私も上野委員と同じような経験をしていますので、「これ以上は立入禁止だよ」という感じになっていることは事実なので、これは行政との壁を感じるのです。それを1点だけ私はお聞きしたいのです。「大きな問題だ」とおっしゃられて、サラッとされてしまうと、この会議に出ていても消化不良を起こすんです。大野委員がおっしゃっている、私も江戸川放水路のところに住んでいますので、見に行きました。すごい黒い水で、濁流のように流れている。ああいうものを考えていただかないと、この会議は意味があるのかいと思っちゃう位なんです。岡本委員からも出ていますが、一問一答は避けるのでしょうが、それくらい、こういうことを考えていますよということをやっぱりおっしゃっていただかないと、虚しくなってしまうので。よろしくお願いします。

大西会長　出た意見については、色々な格好で少なくとも返答はもらっていますので。即答かどうかというのは別です。

後藤委員　これまで色々な事業をやって、24番の自然再生（湿地再生）、淡水導入（1-2）も含めて、全体としてどういう検討委員会が本当に必要なのか、総合的な検討委員会を作らないといけないのかということを実際に議論しておくことが、20年度の事業の方向性として必要だと思います。県の方で、こういう検討委員会をやるよと言って、こういう体制でいいですか。その目的が中途半端な状態になっていますので、どういうものが事業として20年度もうまくやり、将来につなげるためにはどういう委員会が必要かということは、再生会議でも一度議論しながら、県に意見を出しておいたほうがいいのかなと思えます。総合的な再生の観点も含めて、是非、そういうことを議論していったらいいと思えます。県に対しては、そういう委員会を作ってくださいという形が必要かなと思っています。

宮脇委員 景観とまちづくりのところで質問ですが、22 番の塩浜護岸の改修工事に伴って、今年度、景観の広域的観点から近隣市に在住の方にアンケート調査を行うことを検討してきたのですが、そういった今年度やった仕事はここには調査内容としては記載されないのか、ちょっと疑問だったのですが。また、ここに書かれないと、来年度は景観の検討は見込まれないのかどうか。「20 年度の事業の方向性」の枠の中には、「環境に配慮した護岸工事改修を行います」とあるのですが、環境と景観というのは重なっているところも多いのですが、異なる部分が含まれておりますので、両方必要なのではないかと、その辺は事務局はどういうふうにお考えなのか。

それから、25 番ですが、最初に説明があったときに、「19 年度は」というところで、「地元市との協議の場を設置し」というのを「やった」というふうに説明がありましたが、まちづくりに関して少なくとも私の方でそういう認識がなかったので、都市計画やまちづくりの話し合いの場は設けられたのだろうかということをやっと疑問に思いました。

清野委員 ラムサール湿地に関してですが、県の記述の中などでは、どうしても鳥獣保護ということに偏っているように思います。今日、大野委員から漁場としての三番瀬の議論もありましたが、県の漁業者に向けての説明の中で、ラムサール条約は、水循環の再生とか、悪化した生態系の修復とか、鳥獣保護だけではないような枠組みが条約の条文の中にもあるので、それを是非きちんと把握していただいて、組み直してください。そうじゃないと、「2008 年 10 月」という一つの目標が間に合わないの、是非そこをお願いします。

参考になる事例としては、今、吉田委員から御紹介があった藤前干潟の例で、漁業者の話も聞きながら市民が干潟の勉強をしているとか、あるいは中海の例で、干拓とか水質悪化の問題を漁業者だけでは抱えきれないときに、市民や自然保護の関係で一緒に応援しながらやっている例があるので、その方針をどういうふうにするかを次回までに御報告いただければと希望します。

木村委員 一つ聞きたいのですが、これは議論は議論としてもいいですが、県の予算関係スケジュールによると、9 月には各課による予算要求書の作成、10 月には財政課との協議・調整と書いてある。ということは、もう既に 20 年度の事業の方向性についての課の案というのは実際にあるんじゃないかと僕は思っているんですが。今日、例えばラムサール条約について吉田委員から予算を付けてくれというようなデータが出ているわけですが、これは今日の議論を経て各課にお任せということになるんでしょうか、予算については。予算が継続予算としても、こういうことは大事だということは各課に任せられて、次回のときには修正は効かない、あるいは、例えばラムサール条約のことについてゼロとなった場合でも、それはどうしようもならないのか。そういう素朴な疑問があるのですが。

大西会長 ありがとうございます。

いろいろ御意見をいただきまして、基本的には、今も御発言がありましたが、県の最初の説明にもあったように、予算を県が作っていく中にきょうの議論を活かしていくことになります。プロセスからいくと、課の段階の予算要求書は次回の再生会議の前にはできているので、その過程で活かしていただくということですが、この意見がどういうふうに反映されたのか、あるいは反映されなかったのかということについては、県で整理していただいて、次回は 11 月が会議ですが、その前に整理したものを対応表として各委員に示していただきたいと思います。それを踏まえて、次回、重要事項の説明ということで、予算

は要求の格好にはなっていますが、中身については修正可能なところがあると思いますので、だんだん県の予算のプロセスと我々の議論は絞り込まれていくことはやむを得ないと思いますが、その中で最大限生かしていただくようにしてもらいたいと思います。

今日は、どうしても答弁を聞きたいという御意見もありましたが、全部について答弁してもらうことはしない。時間もないので、その代わり文章で整理していただくことにしたいと思います。

緊急の問題として、何人かの方から、江戸川放水路の問題について出ましたので、これだけについて、オブザーバーで国交省の方も見えていると思いますので、県と国交省の方から御発言をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

三番瀬再生推進室 いろいろな方から江戸川放水路のことについて御意見をいただきました。

今日突然こういう話をいただきましたので、現在のところ、御意見としてまずとにかく聞かせていただきたいという立場でございます。

大西会長 できれば次回、それまでに文書で出していただくということですが、この問題についての整理、情報も含めて提供していただければと思います。

国土交通省 先程からたくさんの意見をいただきました。また、可動堰のことについても御意見をいただきました。それについてはすぐ回答はできませんが、いろいろな情報等を開示しながら、また県と相談しながら、対応できるものは対応していきたいと思っています。

大西会長 よろしく願います。

総合企画部理事 今の御質問の関連ですが、お答えになるかどうかわかりませんが、従来の県の立場でいきますと、国交省に漁協さんの問題とかその辺を説明して、十分に注意していただきながらというような、要望のような形になってしまうかわからないのですが、現実今日、大野組合長の話もございまして、我々も、検討とは申し上げているのですが、決して逃げているわけでもなくて、ただ、結果的に具体的にどういう対応案があるかと申しますと、担当部局もないんじゃないかと思しますので、検討というようなお答えになってしまうのかもわからないのですが、実情につきましては真摯に受けとめさせていただきます。全県的にも考えてみたいと思います。

お答えになるかどうかわかりませんが、この場でとりあえずそういうふうに答えさせていただきます。

吉田副会長 国交省の方に先程お話しいただいたのですが、河川整備計画の案はいつ頃か、それだけ情報提供いただけたらと思います。

国土交通省 河川整備計画につきましては、基本方針は御存じのように 18 年にできておりまして、整備の目標等は決定されており、ホームページ等で公開されております。

御質問のありました河川の整備計画、概ね 30 年間の計画ですが、これについてはまだ具体的に提示できる時期はつかんでおりません。

大西会長 今日は実施計画の議論ですので、実施計画に即して言うと、さっき言ったように、事業計画の中には具体的な指摘があって、それが実施計画にブレークダウンされていないという問題があるのだらうと思うので、今日の議論に即してその辺のことについても検討していただきたいと思います。緊急対策というのは、これまた別な話だと思います。

全体については、そういうことで答えていただくことにしたいと思いますが、少し漏れている気がするのは、市あるいは国が行う事業で三番瀬に関係があるもの、特に市

のケースがあると思いますが、当然、幾つか護岸とか陸側について特に進行していることがあると思うので、それについて県で何らかの格好で整理して、この議論に直接出てこないことが多いテーマについて、どういう枠組みでどんな議論がされているのかということ情報を提供していただければと思います。その辺はどうやるかということについて、人がやっている事業を県がどうやって紹介できるのかということも含めて、私の方でも県と話したいと思います。そうでないと、全体像がわからないという問題もあると思いますので、これから検討していきたいと思います。

それでは、実施計画については、回答がないということで物足りなさを感じておられる方もありますが、いずれきっちりした格好で対応していただくということで終わりにしたいと思います。

3. 報告事項

- ・三番瀬再生実現化推進事業の進捗状況等について
- ・浦安市日の出地区の状況について
- ・三番瀬再生国際フォーラムについて
- ・三番瀬評価委員会の開催状況について

大西会長 報告事項、時間がないので一つ1分位になりますが、お願いいたします。

三番瀬再生推進室 報告事項の1番目、三番瀬再生実現化推進事業の進捗状況等について説明いたします。

三番瀬再生実現化事業につきましては、前回の8月1日開催の三番瀬再生会議において、県から、個別の検討委員会を設置して、委員の助言をいただきながら検討等を進めたいという説明をして、基本的に了解をいただいたところでございます。

その後、県といたしましては、検討委員会の設置について、会議でいただいた「漁業関係者も入れてくれ」あるいは「技術的な検討のみでなく総合的な視点での検討も必要なのではないか」という意見を踏まえて、お手元の資料3-1、表に要綱案がついておりますが、こういう要綱案を作成するとともに、次のページにございますが、20名の委員を選ばせていただきました。

要綱案については、既に設置されている市川海岸塩浜地区護岸改修検討委員会、三番瀬環境学習施設等検討委員会の構成・内容と基本的には同様な形にしております。

名称は、「三番瀬再生実現化試験計画等検討委員会」といたします。

目的は、ここに書かれておりますように、干潟的環境形成の検討試験、淡水導入の検討試験及び自然再生（湿地再生）事業の3事業の実施にあたり、科学的・経験的知見に基づく具体的な助言を受けるとともに、事業の円滑な推進を図ることを目的としております。

委員については、別表に書いてありますように、20名以内で組織する。

委員の任期については、1年をお願いしたいと思っております。

4条、委員長については、知事が指名させていただくことになっております。

この要綱案については、第1回検討委員会において意見をいただいた上で、最終的に県が決定させていただきたいと思っております。

委員につきましては、委員名簿に書いてございますように、学識経験者、漁業関係者、

地元住民、環境保護団体、行政関係の委員で構成しております。

学識経験者につきましては、見ていただければわかるように、再生会議委員、評価委員会委員から主に選ばせていただいております。あと、地元住民、環境保護団体については、全員、再生会議の委員から選ばせていただいております。漁業関係者、行政関係者については、当面の検討内容、対象地域等を考慮しております。

第1回検討委員会は、来る19年9月20日、午後6時から、新習志野駅前の千葉県国際総合水泳場会議室において開催する予定でございます。

以上でございます。

大西会長 さっき、「科学的知見、経験的知見に基づいて」ということがあったけど、それは書いていないね。「具体的な助言を受ける」、これでいいんですね。

三番瀬再生推進室 はい、それで結構です。

大西会長 では、次、説明してください。

三番瀬再生推進室 浦安市日の出地区の状況について報告いたします。配付資料はございません。

前回議題で、浦安市日の出地区の大規模な湿地再生についての経緯と、今後の対応について説明いたしました。この中で、浦安市から、8月15日から9月4日の間、新町地域（日の出、明海、高洲地区）の土地利用計画の変更案についてパブリックコメントを実施するという説明がございました。今月4日に受付期間が終了いたしましたので、その結果について浦安市からいただいた情報をもとに報告いたします。

まず件数ですが、69名の方から全体で125件程度の意見があったということです。

主な意見の内容については、現在、精査しているということです。今回の土地利用の変更に対する賛成・反対についての意見が30件、三番瀬に触れている意見が24件、施設の誘致に関することが17件、その他、まちづくり全体に関わる意見や、住宅地開発に関わる意見、公園緑地や道路、バス路線などに関わる意見などがあったということです。

なお、意見があった件数ですが、今後、意見を精査する中で若干変更があるかもしれないということでございます。

今回いただきました意見については、現在、市、企業庁、都市再生機構の三者で見解を整理しているところです。整理でき次第、ホームページでお知らせするとともに、提出された主な意見とその見解は、10月1日の広報でお知らせするというところでございます。

パブリックコメントについては以上です。

続きまして、前回御質問のありました入船の護岸について、河川整備課から報告いたします。

河川整備課 入船護岸について説明申し上げます。

入船地区の護岸については、護岸の安全性に関する調査を平成15年6月に行っております。護岸の高さは、昭和46年に埋立護岸として築造されましたが、その後、90cm程度の沈下が進みまして、昭和57年に嵩上げ工事を実施しております。高潮対策上必要な高さが確保されております。

基本構造については、今後も30年程度は設計基準を満たすことが確認されました。

安全性の評価としては、局所的な補修が必要な状況はあるものの、護岸構造全体としては設計基準を満たす構造であり、安定性が確保されている状況であると考えております。

以上でございます。

三番瀬再生推進室　　続きまして、三番瀬再生国際フォーラムについて簡単に説明いたします。

資料3-2に基づきまして、平成20年1月29日に幕張メッセで開催するというので、知事記者会見において別添資料のとおり公表しております。

また、三番瀬の施策ですので、住民参加ということで進めたいと思います。

1枚めくっていただきまして、8月21日付で、企画運営協力者ということで、企画段階から住民の方に参加していただくということで、協力者の募集を現在しているところでございます。

簡単ですが、以上でございます。

三番瀬再生推進室　　最後に、三番瀬評価委員会の開催状況について報告いたします。資料3-3でございます。

前回、8月1日の再生会議において大西会長からの指示がございました事項について、三番瀬評価委員会を開催し、検討を開始しているところでございます。

内容については資料を御覧いただくこととしまして、今後の予定としては、あさって9月13日(木曜日)18時から、県葛南地域整備センターにおいて塩浜護岸モニタリング関係の小委員会を開催いたします。また、自然環境調査関係の小委員会は、9月25日(火曜日)18時から、国際総合水泳場会議室で開催という予定になっております。

以上でございます。

大西会長　　ありがとうございます。

遠藤委員　　今の日程のことに関連してお願いしたいのですが、同じ9月25日の18時から、護岸検討委員会の中の勉強会が開催されることになっているのです。つい最近わかったというか、スケジュールが決まったのだと思いますが、公開でやっておりますので、是非それを調整していただきたい。既に委員の方々には連絡が行っているのではないかと思います。よろしくお願いいたします。

4. その他

大西会長　　実は、今日、前回皆さんから、浦安の日の出地区の状況について関係者と意見交換したいということなので、千葉県の企業庁、国の都市再生機構の方にも出席をいただいて、この議題は最後になったので時間切れるのですが、せっかく来ていただいたので、もしお尋ねしたいことがあれば、代表質問みたいな格好になりますが、一言ずつ。

後藤委員　　パブリックコメントが9月4日に締め切られて、かなり三番瀬に関する意見も出たと思うので、それは再生会議に紹介していただきたいというのが1点です。

それから、UR、企業庁、これに関して県の取り組みも市の取り組みもあるのですが、今後、このパブリックコメントを受けてどういう対応をなさるのかだけ教えていただければと思います。県も含めて四者です。

浦安市　　まず、意見の照会については、先程説明があったと思いますが、ホームページでお知らせいたしますし、10月1日号の広報でもお知らせするというので、そちらの方は多分早いと思いますので、それで御確認いただければ。その中には、意見に対するそれぞれの対応みたいなものがおそらく書かれているのではないかと思います。

それからパブリックコメントの対応についてですが、意見をもとに今回の変更案に加筆なり修正できるものについては、そういうものを今後検討して、おそらく市と企業庁と都市再生機構の三者でいろいろとその辺の見解について整理しているところですので、その辺が整理でき次第、意見に併せてそういった方向についてもお知らせするというところになると考えています。

大西会長 企業庁と都市再生機構で発言がありましたらお願いします。

浦安市 今の質問に関しては、これで多分言い切っているお話だと思います。

企業庁 企業庁の建設課でございます。今日初めて出席させていただきました。

先程御意見がございましたが、土地利用の関連で浦安市、都市再生機構と一緒に対応しているところでございます。

このパブリックコメントの結果についても、今まだ完全に整理しておりませんが、広く意見を聞くという意味で進めてまいりました。

企業庁としましても、色々なスケジュールがございますが、手続上、市とも十分調整して、これからのスケジュールも進めていきたいと考えています。

以上でございます。

都市再生機構 今、浦安市から報告のとおり、パブリックコメントの意見に対する見解等を取りまとめている最中ですので、その内容を最終的に判断して、今後どう進めるかについては、また三者と協議して進めていきたいと考えております。

大西会長 きょうは時間がかなり超えているので、質問があると思うのですが……。では、ごく短く。

三橋委員 今の三者の話し合い・協議と再生会議はどうコンタクトできるのですか。三者の方が再生会議にどういうコンタクトの方法を考えているのか、聞かせてください。

清野委員 前回、出席していただくようお願い申し上げました。今日はどうもありがとうございます。

時間がありませんので、次回に報告いただくか、文書で御回答いただければと思います。

一つは、企業庁が三番瀬も含めた大規模な湾岸埋立を行ってきて、その延長上で三番瀬の見直しがあって、それに対応したときに、従来の企業庁の姿勢とか資金調達とどういうふうに関わって今回の三番瀬に取り組んでいるかという、姿勢の変化と取り組みについて、次回、具体的に御回答ください。

それから、URさんについてですが、URさんは、こういった公開の三番瀬の議論がある中で、それを尊重しながら都市再生をされていると思います。これについても、具体的に、こういう公開の場で、沿岸環境の再生とか従来と違った都市づくりがある中でどのように尊重していただいているか。そして、地元への説明をどのように行ってこられたかというのを整理していただけたらと思います。

以上、お願いします。

倉阪委員 前回の議事録を読んでいただければわかるかと思いますが、浦安市が観察舎を作ろうとしているところの周囲に土地を持たれているということで、物理的な垣根をなくしたような形で一体的に運用するとより良いものができるのではないだろうかということで、建設的な協議をやっていただきたいというお願いをしたところでございます。その結果を、是非とも聞かせていただきたい。どういように協議をして、当初の案よりもどうい

うところでより良いものになっていったのかということを見せていただければありがたいと思います。

大西会長 短い時間の中でやり取りすると話がお互いにうまく伝わらないこともありますので、今出た意見は、前回は出ましたので、その辺を整理して、浦安市はずっとオブザーバーで事情はわかっておられると思いますが、私の方から改めて企業庁と機構にお伝えして、少し落ち着いた環境で御意見を伺って、ここに報告する。それには県にも手伝ってほしいと思います。そういう格好で今日のところは引き取りたいと思います。ここで短い時間でやり取りしても、あまり生産的な結果になりそうもありませんので。

大変土壇場で御発言をいただいて申し訳ありませんでした。改めて、今日の雰囲気も踏まえつつお尋ねしたいと思います。よろしく願いいたします。

吉田副会長 議事の進め方で一つだけ提案なのですが、毎回、前の議事の読み上げ等で 30 分位かかっているのですね。非常に時間ももたないないので、かなり早く結果概要はできていると思うので、これは郵送して確認していただく。それはどうしても間違っているよということであれば、事前に言っていただくか何かして、30 分位そこは節約できるのではないかと思いますので、次回からそうしていただいたらいかがでしょうか。

大西会長 ときどき前回の議論が蒸し返されるので、前回の確認をしていたのですが、どっちが時間のロスが少ないかという話だと思いますが、吉田さんの提案も踏まえて対応したいと思います。

三番瀬再生推進室長 次回の会議日程ですが、今回は 11 月 27 日、6 時から、この場所ということで、よろしく願いいたします。

竹川委員 前回と同じように、これから 11 月まで開催されない。その間に予算絡みで、計画案が 10 月中旬ということになっていきますので、今日のいろんな問題もまだ不十分な点多々あると思うのですね。だから、もう一度……。

大西会長 さっき言ったように、文書で回答してもらうとか、でき上がった実施計画については事前送付してもらおうということで皆さんに検討していただいて、11 月に会議をしたいと思います。

竹川委員 数日前ですからね、いろんな資料が来ますのが。だから、もう一度検討していただきたいと思います。

大西会長 今日の対応については、もう少し早くお願いしたいと思います。

竹川委員 よろしく願いします。

5 . 閉 会

大西会長 では、今日は以上で終わりにいたします。

以上